

令和7年度
福島町議会定例会
3月会議議案

- 議案第65号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

福島町

福島町過疎地域持続的発展市町村計画

令和 8 年度～令和 12 年度

北海道福島町

福島町過疎地域持続的発展市町村計画

目次

1 基本的な事項	1
(1) 福島町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	13
2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	16
(3) 計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	18
3 産業の振興	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	22
(3) 計画	25
(4) 産業振興促進事項	27
(5) 公共施設等総合管理計画との整合.....	27
4 地域における情報化	28
(1) 現況と問題点	28
(2) その対策	29
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	29
5 交通施設の整備、交通手段の確保	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	32
6 生活環境の整備	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	35
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	37

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	38
	(1) 現況と問題点	38
	(2) その対策	39
	(3) 計画	40
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	41
8	医療の確保	42
	(1) 現況と問題点	42
	(2) その対策	42
	(3) 計画	42
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	42
9	教育の振興	43
	(1) 現況と問題点	43
	(2) その対策	44
	(3) 計画	46
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	46
10	集落の整備	47
	(1) 現況と問題点	47
	(2) その対策	47
	(3) 計画	47
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	47
11	地域文化の振興等	48
	(1) 現況と問題点	48
	(2) その対策	48
	(3) 計画	48
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	48
12	再生可能エネルギーの利用の促進	49
	(1) 現況と問題点	49
	(2) その対策	49
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	50
	(1) 現況と問題点	50
	(2) その対策	50
	(3) 計画	51
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	51

1 基本的な事項

(1) 福島町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

当町は渡島半島の南端にあり、総面積は 187.25 km²で、東部は知内町、西部は松前町に、北部は檜山管内上ノ国町に隣接しています。

地勢は、北に大千軒岳がそびえ、南は紺碧の津軽海峡に面しています。

地形は、総面積の 93%を超える山岳丘陵によって起伏に富み、これらの山岳・丘陵に源を発する大小の河川が町内を縦横して津軽海峡に注がれ、比較的大きな河川の流域には、狭隘ではあるものの平坦地が開けています。

前浜は両端の町境まで、東は矢越岬、西は白神岬と、延長 27km の変化に富んだ、道南の知床と呼ばれる秘境の海岸線を有する道立自然公園を形成しています。

また、北海道の南端に位置し、対馬暖流の影響を受けて、年間を通じ比較的温暖な気候に恵まれています。

町内各地から縄文時代の遺跡が発見されていますが、文献による歴史としては、1189 年（文治 5 年）に奥州藤原氏の一族が、渡航して来て定住したことに始まると言われ、その後、1616 年（元和 2 年）には、松前藩が千軒（知内川上流）で砂金堀りを行ったとの記録がありますが、生活形態は漁業が中心でした。

近年に至り、明治維新後は、それまで 5 つの村（福島村・白符村・宮歌村・吉岡村・礼髭村）を形成しておりましたが、町村制の施行によって福島町と吉岡村になり、その後昭和 30 年には、福島町と吉岡村が合併し、現在の「福島町」が誕生しました。

昭和 38 年には、世紀の大事業といわれた青函トンネル工事が始まり、当町は北海道側工事基地として長期間にわたり「トンネルのまち」として歩んできましたが、昭和 60 年に工事が完了し、昭和 63 年には津軽海峡線が開通して、現在に至っています。

また、当町は全国でも「第 41 代横綱千代の山」、「第 58 代横綱千代の富士」という偉大な二人の横綱を輩出した極めて稀な町として、女だけの相撲大会や千代の富士杯争奪相撲大会、九重部屋力士の夏合宿など、相撲をテーマとした「横綱の里づくり」を推進しています。

「トンネルのまち」と「横綱の里」のシンボルとして、町内には「青函トンネル記念館」と「横綱千代の山・千代の富士記念館」があり、隣接する道の駅とともに、観光・交流の拠点となっています。

当町の経済は、津軽海峡に面しているという自然的・資源的条件を生かして古くからイカ釣りなどの漁船漁業とともに、それらの海産物を利用した水産加工業を基盤としておりますが、この両基盤の盛衰が、地域経済全体に大きく影響を与えている状況にあります。

しかしながら、育てる漁業への取り組みを強化し、現在はコンブ養殖漁業が漁業生産額の約 7 割を占めるようになり、当町の主要な基幹漁業となっており安定的に生産されています。

一方漁船漁業は、海洋環境の変化に伴う漁業生産量の減少、輸入水産物の増大といった問題、また、水産加工業においては、特に近年は著しいイカ漁の不漁が続いており、原料の確保に加

え、就業者の高齢化による就業者不足問題など、安定的な就業者と原魚の確保に向けた対策が課題となっております。

交通網は、函館市を起点とした国道 228 号が唯一の幹線道路であり、交通機関は、昭和 63 年の鉄道廃止に伴う代替バス路線として、乗合バス事業者により路線バスが運行されています。

また、平成 26 年 10 月からデマンド型バスが運行され、路線バスの利用が困難な交通空白地をカバーし、町内の公共交通軸を形成すべく千軒地区を除く町内を巡回する形で運行が行われ、高齢者等の日常生活の足として活用されています。

当町は、国道 228 号の函館市と檜山管内江差町のほぼ中間に位置しており、1 時間 30 分で連絡しますが、本国道は単線道路のため災害時における交通手段の確保が課題であり、特に函館市及び北斗市とのつながりは、社会的・経済的にも極めて大きなものとなっております。

イ 過疎の状況

当町の人口は、昭和 30 年国勢調査人口 13,428 人をピークに減少しはじめましたが、その後は、青函トンネル工事の影響を受け昭和 45 年から昭和 50 年にかけて一時的に増加したものの、トンネル工事の完成が近づくに従って人口の流出が始まり、工事完了後にはトンネル工事関係者の転出が進んだことに加え、出生者数の減少等による自然減、就労を求めて町外就労先への転出などの要因による社会減少が続き、こうしたことによる年少人口及び生産人口の減少と相まって、高齢者人口の増加が顕著となっております。

その後も人口減少傾向は続いており、令和 2 年国勢調査人口は 3,794 人と、ピーク時の 3 割以下となっております。

このような状況において、当町では、トンネル工事終了後、基幹産業の振興を積極的に展開することとし、「総合計画」に基づき就業の場の確保、生産基盤や生活基盤等の整備を実施してまいりました。

平成 3 年の過疎地域の指定以降は、「過疎計画」を策定するとともに、道路、公営住宅、浄化槽整備、消防・防災設備及び地場産業の振興、子ども医療費の無料化、出産祝い金、定住促進住宅奨励事業など、社会基盤整備や子育て支援、定住環境の整備に努めてきたところであります。

また、「人口ビジョン・総合戦略」の各対策を推進することにより、人口の流出に歯止めをかける努力をしてまいりました。

しかし、長引く経済不況の影響や、少子・高齢化等社会環境が著しく変化するなど当町を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、豊かな自然環境や歴史的資源、特産品などの地域資源を活用しながら、魅力あるまちづくりと地域が輝きながら発展するための諸施策の展開が必要となっております。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

地域の経済的発展には、地場産業の振興による生産力の底上げと雇用の場の確保、また、地

域資源を活かした体験型観光事業の推進を図るなどの特色ある町づくりを組み合わせた施策の展開が必要不可欠です。

当町の基幹産業である水産業については、養殖コンブ漁業を中心とした栽培漁業が定着し、安定的な生産により、漁業生産高の大半を占めています。

増養殖施設の整備は概ね終えており、今後も安定的な生産を図るため老朽化が著しい施設の改修や、就業者の高齢化と後継者不足を解消するための担い手支援、子育て環境の充実、若年層の定住促進及び就業対策が当町の最大の課題となっております。

また、相撲をテーマとした「横綱の里づくり」によるまちづくりを引続き展開するとともに、地域資源を活用した食と体験型観光に取り組み、はこだて観光圏などと広域的な連携を図りながら観光振興を推進します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

当町における国勢調査による人口は、昭和30年13,428人をピークとして、青函トンネル工事期における人口の増はあったものの工事終了後は減少に転じ、令和2年では3,794人で、昭和55年国勢調査人口11,613人と比較すると7,819人減少し、実に67.3%と大きな減少率となっており、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。

年齢構成別人口の推移は、年少人口（0～14歳）は平成2年から令和2年までの30年間で1,357人（85.6%）が減少しており、生産年齢人口（15～64歳）についても、平成2年から令和2年までの30年間で3,450人（66.8%）といずれも大幅な減少となっています。

反面、65歳以上の高齢者人口は、平成2年の1,362人から令和2年には1,852人と増加しており、人口比率も昭和55年の16.8%から年々上昇し、令和2年では48.8%と全道平均の32.2%、全国平均の28.6%を大きく上回っており、高齢化が顕著な状況となっております。

この状況が今後も続くと、人口減少、少子化、高齢化はさらに進展し、町民の生活や産業振興、財政運営などに悪い影響を与え、当町の存続が懸念されることとなることから、人口減少を抑制するための、対策を引き続き実施する必要があります。

特に当町は、生産年齢人口の転出が多く、また、社会減少が人口減に大きな影響を与えている状況にあります。

人口減少を抑制する効果を考えると、自然減少の抑制に向けた取り組みを進めつつも、特に社会減少の抑制に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

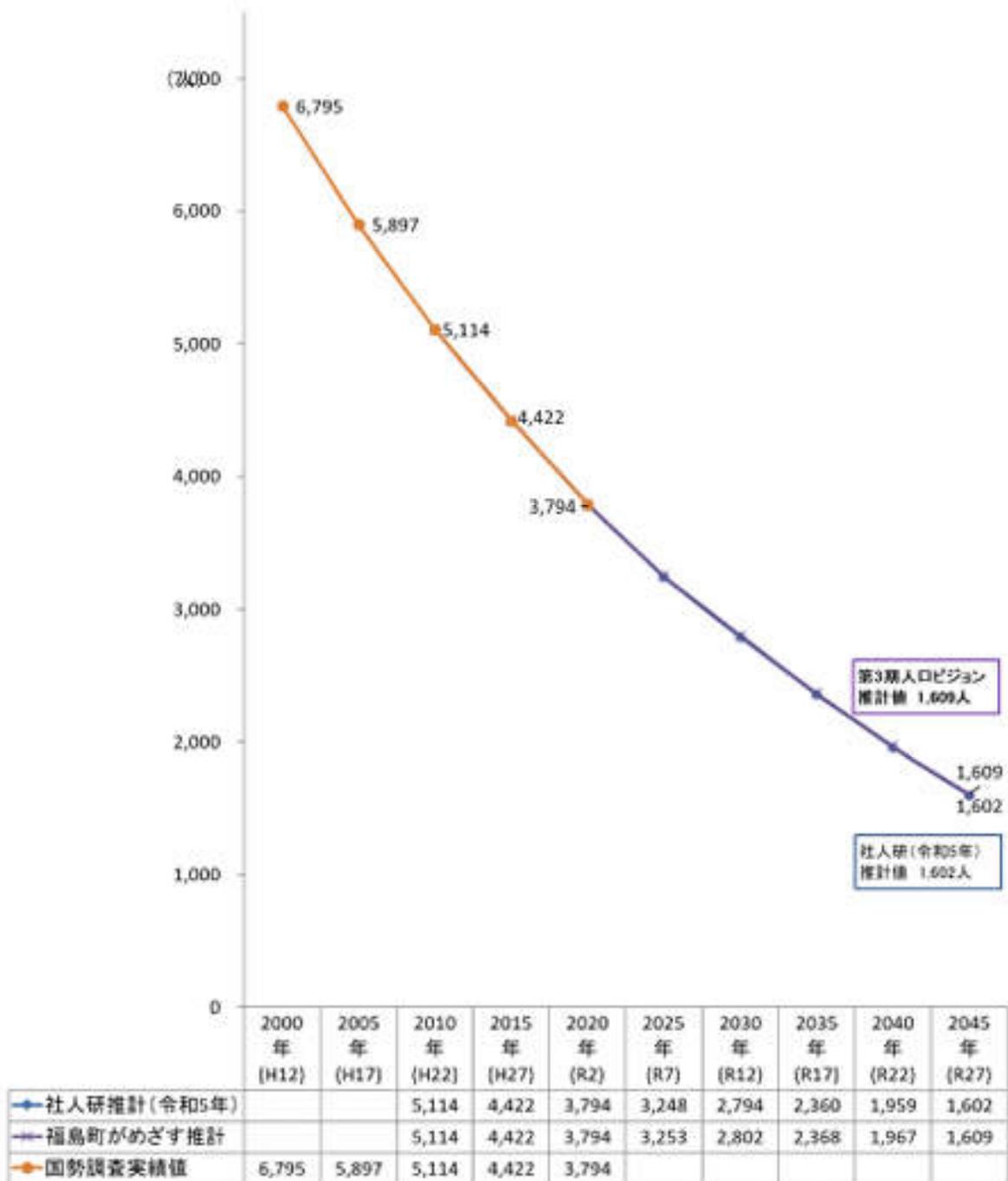
「第3期福島町人口ビジョン・総合戦略」における将来の人口見通しについては、2045年（令和27年）の時点で総人口は1,609人と推計されていますが、「総合計画」や「総合戦略」、また、本計画の政策誘導により最低限1,600人台を維持することが重要となります。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和55年	平成2年		平成12年		平成22年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,613	人 8,111	% -30.2	人 6,795	% -16.2	人 5,114	% -24.7	人 3,794	% -25.8
0歳～14歳	2,999	1,585	-47.1	840	-47.0	446	-46.9	228	-48.9
15歳～64歳	7,445	5,164	-30.6	4,205	-18.6	2,796	-33.5	1,714	-38.7
うち 15歳～ 29歳(a)	2,291	1,106	-51.7	985	-10.9	455	-53.8	289	-36.5
65歳以上 (b)	1,169	1,362	16.5	1,750	28.5	1,872	7.0	1,852	-1.1
(a)/総数 若年者比率	% 19.7	% 13.6	—	% 14.5	—	% 8.9	—	% 7.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 10.1	% 16.8	—	% 25.8	—	% 36.6	—	% 48.8	—

表 1-1 (2) 人口の見通し

福島町がめざす推計と社人研推計との比較（総人口）



イ 産業の推移と動向

産業別人口の動向を見ると、就業者数はここ 20 年以上減少傾向が続いており、平成 7 年と令和 2 年との就業者総数の比較では 1,916 人（54.2%）と大幅な減少となっています。

令和 2 年の就業構造は、第 1 次産業 14.9%、第 2 次産業 36.5%、第 3 次産業 48.6%となっており、産業 3 部門別の就業者数については、それぞれ減少傾向が続いていますが、特に第 2 次産業の減少が進んでおり、平成 7 年と令和 2 年を比較すると、第 2 次産業の減少が 67.7%と大きく、水産加工業及び建設業従事者の減少が主な要因となっています。

水産加工業については、雇用の場の確保にもつながり、町内経済にも大きく影響を及ぼすことから、今後も就業者の高齢化に対応した就労環境の整備と安定的な就業者の確保対策を進める必要があります。

産業 3 部門の構成比については、平成 22 年に第 2 次産業と第 3 次産業の割合が逆転し、第 2 次産業の縮小、第 3 次産業の拡大が続いていますが、第 1 次産業は横ばいの状況が続いています。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,129	%	人 5,023	% -2.1	人 4,437	% -11.7	人 5,600	% 26.2	人 5,134	% -8.3
第一次産業 就業人口比率	人 3,536 %	% 68.9	人 3,181 %	% -10.0 -	人 1,741 %	% -45.3 -	人 1,110 %	% -36.2 -	人 1,015 %	% -8.6 -
第二次産業 就業人口比率	人 502 %	% 9.8	人 812 %	% 61.8 -	人 1,511 %	% 86.1 -	人 3,150 %	% 108.5 -	人 2,744 %	% -12.9 -
第三次産業 就業人口比率	人 1,091 %	% 21.3	人 1,030 %	% -5.6 -	人 1,185 %	% 15.0 -	人 1,340 %	% 13.1 -	人 1,375 %	% 2.6 -

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 4,541	% -11.6	人 3,670	% -19.2	人 3,532	% -3.8	人 3,105	% -12.1	人 2,507	% -19.3
第一次産業 就業人口比率	人 770 %	% -24.1 -	人 668 %	% -13.2 -	人 516 %	% -22.8 -	人 451 %	% -12.6 -	人 368 %	% -18.4 -
第二次産業 就業人口比率	人 2,420 %	% -11.8 -	人 1,802 %	% -25.5 -	人 1,827 %	% 1.4 -	人 1,481 %	% -18.9 -	人 1,079 %	% -27.1 -
第三次産業 就業人口比率	人 1,351 %	% -1.7 -	人 1,200 %	% -11.2 -	人 1,189 %	% -0.9 -	人 1,173 %	% -1.3 -	人 1,060 %	% -9.6 -

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,232	% -11.0	人 1,882	% -15.7	人 1,616	% -14.1
第一次産業 就業人口比率	人 332 %	% -9.8 -	人 271 %	% -18.4 -	人 241 %	% -11.1 -
第二次産業 就業人口比率	人 885 %	% -18.0 -	人 729 %	% -17.6 -	人 590 %	% -19.1 -
第三次産業 就業人口比率	人 1,015 %	% -4.2 -	人 882 %	% -13.1 -	人 785 %	% -11.0 -

(3) 行財政の状況

ア 行財政の状況

当町の行政運営は、町民に対する行政サービスの向上を図りながら効率的な運営のできる行政組織としての確立を図るとともに、町民の積極的な町づくり参加を進めていく必要があることから、まちづくりの主体である町民と、町民からまちづくりの仕事を託された議会・行政が一体となって「協働によるまちづくり」を進めるため、「福島町まちづくり基本条例」を平成21年4月に制定し、町民参画のもとでの協働によるまちづくりを目指しています。

当町の財政状況は、町税などの自主財源の割合が低く、地方交付税や国庫支出金などの財源に多くを依存しているため、国の施策に大きく影響を受ける構造となっております。

少子高齢化が加速度的に進み、人口減や課税所得の減少が著しいため、貴重な自主財源である町税等が減少の一途をたどっている状況にあり、加えて、地方交付税が減少傾向にあることは、これまで以上に増して厳しい財政状況に置かれるものと推測されます。

こうした状況のなか、行政コストの削減を進めて効率的な財政運営を目指す一方、積極的な財源確保に努め、限られた財源で行政需要に適切に対応しながら財政健全化に向け改善策に取り組み、財政の健全運営を促進する必要があります。

今後も引き続き、社会経済の状況変化や、増大する行政需要に適切に対応できるよう努めるとともに、「ふるさと納税制度」などの貴重な自主財源の確保と歳出の抑制を行い、積極的な行財政改革に継続的に取り組み、健全で持続可能な財政運営を図り、地方債にあつては、健全化判断比率の「実質公債費比率」の抑制により、後年度の財政負担軽減に努めながら、適切な財政運営に努めていく必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和 2 年度
歳入総額 A	3,690,425	4,198,900	4,568,170
一般財源	2,547,908	2,529,708	2,631,209
国庫支出金	261,985	226,344	931,464
都道府県支出金	318,398	284,004	148,649
地方債	297,357	825,249	416,637
うち 過疎対策事業債	59,200	449,100	241,900
その他	264,777	333,595	440,211
歳出総額 B	3,593,708	4,100,930	4,461,223
義務的経費	1,584,942	1,437,727	1,487,466
投資的経費	336,361	883,337	520,894
うち普通建設事業	317,615	883,337	520,894
その他	1,521,906	691,443	2,164,451
過疎対策事業費	150,499	1,088,423	288,412
歳入歳出差引額 C (A - B)	96,717	97,970	106,947
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,751	50	4,882
実質収支 C - D	79,966	97,920	102,065
財政力指数	0.200	0.180	0.230
公債費負担比率	18.0	18.0	18.0
実質公債費比率	12.3	9.0	11.1
起債制限比率	—	7.9	9.8
経常収支比率	88.3	83.2	84.7
将来負担比率	24.1	—	24.8
地方債現在高	4,515,326	4,773,528	4,649,138

イ 施設整備水準等の現況

①道路

道路は、あらゆる方面で社会資本の基盤となるもので、安全・安心な暮らしに大きく寄与しており、これまでも計画的に整備を進めてきています。

令和 2 年度末の町道の現況は、248 路線で実延長 102.57 km となっており、舗装延長は 47.083 km で、舗装率は 45.9% となっています。

②水道・下水道（浄化槽）

当町の水道・下水道（浄化槽）の整備状況は、令和 2 年度末で水道普及率が 96.0%、水洗化率は 23.23% となっております。なお、当町の生活排水処理の基本方針は、町内全域において浄化槽等（町が設置主体）により公共水域の汚濁防止並びに水洗化による生活環境の改善を図ることとしております。

③公営住宅

当町の令和 2 年度末における公営住宅等の戸数は、町営住宅 41 棟 230 戸、町有住宅 1 棟 1 戸となっております。

④病院・診療所

当町の令和2年度末における公立の病院・診療所数は、平成30年6月に開院した診療所が1施設となっています。

また、民間の一般診療所が1施設、歯科診療所が2施設となっており、いずれも病床を有していません。

⑤小・中学校

当町の令和2年度末における小・中学校数は、小学校2校、中学校1校となっており、いずれも町立となっております。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市 町 村 道 改 良 率 (%)	26.90	42.40	45.80	47.09	47.68
舗 装 率 (%)	26.90	40.40	44.20	45.38	45.90
農 道 延 長 (m)					
耕地1ha当たり農道延長(m)	4.47	8.51		—	—
林 道 延 長 (m)					
林野1ha当たり林道延長(m)	8.90	10.56	5.50	—	—
水 道 普 及 率 (%)	89.47	94.20	91.90	94.70	96.00
水 洗 化 率 (%)		1.10	6.10	13.70	23.23
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)					

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 過疎対策の成果

当町におけるこれまでの過疎対策については、平成3年4月に過疎地域の指定がなされた以降、「過疎地域活性化特別措置法」、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、過疎対策事業債の発行や国庫補助率の嵩上げなどの支援を受けながら、産業の振興、生活環境・福祉施設の整備、社会インフラの整備、教育機会の確保・学校施設等の整備などの各分野において、町民福祉の向上や雇用の創出に取り組んできたところであり、産業生産基盤や道路をはじめとする生活環境の整備は着実に進められてきました。

また、インフラ整備のみならず、子育て支援や人材の育成などの施策を展開し、ソフト的な面からも地域課題の解消に向けた取り組みを進めてきたところであります。

しかしながら、加速度的に進む少子高齢化、若年層の転出に歯止めがかからない状況が続いていることから、今後も引き続き過疎対策を講ずる必要がありますが、その対策を推進するにあたり、既存施設については、老朽化の状況及び今後の需要の見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められる施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を推進するとともに、引き続きソフト対策事業の実施と拡充を図る必要があります。

過疎対策事業実績額

区 分	事業費 (平成22年度～令和2年度)	事業費 (令和3年度～令和6年度)
過疎対策事業費	89億6,701万円	41億4,973万円
うち過疎対策事業債	29億2,520万円	30億7,690万円

※一般会計、水道事業会計、浄化槽整備特別会計の総額

イ 持続的発展に関する基本的な方向

当町は、出生数よりも死亡数が上回る自然減と、町外からの転入数よりも町外への転出数が上回る社会減が長期にわたり続いていることが、人口減少に歯止めがかからない大きな要因となっております。

人口減少と少子高齢化の進行は、地域の産業や福祉、コミュニティ機能など、まちづくりのさまざまな面にマイナスの影響を及ぼすことが多く、進行のスピードが速い当町では、対策が急務であります。

人口減少と少子高齢化を即時食い止めることは難しいですが、生産年齢人口の確保や健康寿命の延伸、過疎や少子高齢化に対応した地域福祉、子育て支援など一過性ではない地道な取り組みが必要となります。

生活環境面では「便利に暮らせる」だけでなく「安心して暮らせる」ことへのニーズが高まっています。

安心への価値観は多種多様ですが、東日本大震災を体験し、地震・津波をはじめ局地的大雨やそれに伴う土砂災害などが増えている日本においては、災害から身を守る防災意識が非常に高まっています。

当町においては、こうした大きな災害は発生しておりませんが、町民の意識の中では「防災」への意識が高まっており、災害に強いまちづくりが求められているとともに、老後の生活に不安を持つ町民も多く、これらの不安を解消することが、当町にとって「安全・安心なまち」につながっていきます。

過疎化の進行は、「地域の防災力」も大きく後退することとなることから、地域全体の課題として、災害への備えをより一層進めるとともに、世代や家族構成、職業や地域などで異なる町民の不安を把握し、こまやかに取り除いていくことが必要となります。

当町の町民の環境保全に対する意識は高いものがあり、過疎地域が有する豊かな自然を守り育てる取り組みを町全体に広げていくことで、美しいまちへの満足度がより一層高まるとともに、対外的にも当町の魅力の向上につながっていくものと思われます。

また、水産業が基幹産業である当町では、海を取り巻く環境保全や資源の確保は特に重要な課題であることから、資源管理型の水産業や海の保全を目的とした植林などにも取り組み、豊かな海を次世代へと引き継ぎ、持続可能な水産業の基盤を築いていくことが重要となります。

これまで当町は、「トンネルのまち」、「横綱の里」、「スルメのまち」として、観光面では町外にアピールしてきましたが、当町の持ち味となっている地域資源や町外に誇れる取り組みは、まだまだ不足している現状にあります。

地域資源の魅力を価値あるものとして対外的に売り出していくことにより、観光・交流や物産販売などの取り組みを活性化し、地域経済を振興していくことが求められています。

過疎化の進展による影響で、このように、まだまだ取り組みを強化しなければならない課題を多く抱えている状況にあります。今後の過疎地域での暮らしを持続的に発展させていくためには、これまで取り組んできた過疎対策を継続するとともに、「福島町総合計画」及び「福島町総合戦略」などとの整合性を図りながら、「産業の再生による雇用の創出」、「次世代を担うリーダー等の育成」、「若者等の定住対策」、「子育て支援の充実」をはじめ、地域資源を活用した地域間交流の推進による人の流れの創出、関係人口の創出を加速させ、人口減少化にあっても活力のある持続可能な地域社会の形成を目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

当町は、本計画による対策を着実に講じることにより、人口減少の鈍化を図り、町民が「住んでいてよかった。」「これからも住み続けたい。」「住んでみたい。」と思えるまちづくりを目指し、次の目標の達成に向けて取り組んでまいります。

●基本目標 1

項 目	基準値	目 標 値
令和 13 年 3 月末住民基本台帳人口	3,411 人 (令和 6 年 3 月末現在)	2,700 人台維持

●基本目標 2

項 目	基準値	目 標 値
令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月までの 社会増減数	108 人減 (令和 3 年～令和 5 年)	180 人減 (平均 36 人)

●基本目標 3

項 目	基準値	目 標 値
「これからも福島町に住み続けたい」と考える人の割合を維持する	30.2% (令和 4 年アンケート調査時)	30%台維持

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画に定める過疎地域の持続的発展に関する対策については、町内各産業団体の代表、学識経験者及び公募による町民等により組織する「福島町総合計画審議会」において、過疎対策に関する協議や調整並びに事業実績等を毎年度検証することとし、適切な進捗管理に努めてまいります。

(7) 計画期間

本計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

高度経済成長期に集中的に建設された公共施設や道路、橋などのインフラの老朽化が進み、現在、建替えや修繕が必要な時期を迎えております。

既存施設については、老朽化の状況及び今後の需要の見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められる施設については、計画的な修繕・改修等による長寿命化に努め、施設の有効活用を図ります。また、福島町全体の推進体制の確立及び民間活力の導入検討により、効率的な管理・運営を図ります。

当町においては、次の 3 つの基本方針で総合管理計画を推進するとともに、本計画と整合性が図

られているものであります。

●基本方針1 施設保有量の適正化

建築物については厳しい財政状況を踏まえ、施設の性能と町民ニーズから統廃合、規模縮小を進めます。また、インフラ施設については、施設種別毎の特性を踏まえて、中長期的視点でそれぞれの整備計画に即した総量の適正化を図ります。

●基本方針2 公共施設等の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断と計画的な維持修繕を実施し長寿命化を推進することにより、安心・安全なサービスの提供を図ります。

●基本方針3 既存施設の有効活用

「施設の維持から機能の維持」を視点に一定の公共サービスを確保しつつ、既存施設の管理運営形態の見直しや機能の集約、複合化などを進め、総量の抑制と経費の削減を図ります。

2 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住定住の促進

少子高齢化が加速度的に進む当町にあっては、これまで実施したアンケート調査から、特に女性や若い世代において比較的定住意識が低く、町外に移りたいと考えている人が多い状況から、女性や若者等の減少を抑制し町外からの転入を促していくことが重要であり、定住意識が高まるようにしていくことが必要となっています。

若い世代の転出超過については、就労先を求めて町外に転出しているものと考えられ、こうした世代の転出は地域産業を支える担い手不足となり、地域経済の衰退につながっております。

また、65歳以上の高齢者にあっては、医療や福祉面における不安などの理由が考えられることから、こうしたことを考慮した定住対策を考えていく必要があります。

全国的には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、テレワークなどの働き方の見直しをする企業も増えてきており、これを機会に地方への移住機運が高まってきております。

当町では、地域活性化を図るべく、移住対策にも取り組んでまいりましたが、移住者の受入基盤が不十分な面がありますので、こうした地方移住の関心の高まりを的確にとらえ、当町への人の流れを創出する取り組みの拡大と受入基盤の整備が必要となります。

イ 関係人口の創出

当町には、東京都、札幌市に「ふるさと会」があり、年に1度は総会に出席し、ふるさとの近況を報告するなどして会員相互の親睦を深めるとともに、会員はふるさとを離れても故郷を思う気持ちで結ばれ、「ふるさと会」はふるさとの活性化などへの応援団となっております。

また、ふるさと納税制度を活用し、ふるさと納税に寄附された方については、当町にそれなりの関心を寄せていただいている方で、当町の応援団になり得る方と思われまます。

このため、「寄付金をもらったら終わり」ではなく、引き続き関係性を保つことが重要と考えられます。

町の活性化においては、こうした「ふるさと会」や「ふるさと納税の寄附者」を中心につながりを継続していく取り組みを進めることが必要となっています。

ウ 地域間交流の促進

先の平成の大合併の影響により、青森県三厩村と友好町村の解消を余儀なくされたところがありますが、全国で福島町という町名を持つ共通点から平成5年には「旧長野県木曾福島町(現：木曾町)」と「旧長崎県福島町(現：松浦市)」とで締結した友好締結は、合併後における市町と新たな友好の証を締結し、今後も児童・生徒間の交流を中心に定期的な交流事業を実施していくこととしております。

今後は、都市部との地域間交流や、大学等との連携協定による学生などとの交流を促進し、地域の活性化や人材育成などにつなげていくことが必要となります。

エ 人材の育成・確保

過疎化に歯止めをかけるには、地域課題を解決できる人材が必要なことから、町内あらゆる分野における人材の育成について、基金の造成をはじめ必要な支援を行うことにより、将来を担うリーダー等の育成に努めてきたところであります。

また、水産業や農林業では、高齢化に加え担い手不足による修了者の減少が深刻な状況にあるため、後継者対策として担い手の支援や人材育成につながる取り組みを促進する必要があります。

オ 他の市町村との連携

函館市を中心市として渡島・檜山の各市町により形成する「南北海道定住自立圏」は、圏域の急激な高齢化、生産年齢人口の減少、さらにはこれらに伴う経済活動の停滞化など大変厳しい状況に置かれています。こうした状況を打開し持続可能な圏域を形成するため、①医療・福祉体制の充実による「安全・安心」な定住環境の整備、②交通ネットワークの整備による域内移動容易性の確保、③北海道新幹線開業・延伸による交流人口の拡大、の3つの視点に比重を置いた施策を継続的に展開しながら、「安心と交流でつながる南北海道」の形成を目指しております。

(2) その対策

ア 移住定住の促進

- ① 移住・定住を促進するうえで、住宅環境が整備されていることは重要なことであることから、定住促進住宅の整備を進めます。
- ② 定住を促進するため、町内に定住を目的に住宅を建設・購入する方に対する支援を行います。
- ③ 移住・定住につながるプロモーション活動の取り組みを行います。
- ④ 移住・定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と連携し移住支援金を支給します。

イ 関係人口の創出

- ① ふるさと会会員の町出身者やふるさと納税寄附者など、町内に在住していなくても当町に関心を持ち、応援してくれる方とのつながりの創出・拡大に取り組みます。
- ② 当町の地域資源や魅力を活かした二地域居住やワーケーションの実施に取り組みます。

ウ 地域間交流の促進

- ① 友好親善提携市町との職員交流や児童生徒の交流を促進するとともに、民間団体においても地域間交流の取り組みが促進されるよう支援します。
- ② 「横綱のまち」の特色を活かし、相撲に関連する地域・団体等との交流を深めるとともに、

特産品などの経済交流に取り組みます。

エ 人材の育成・確保

- ① 町民及び事業者全般にわたる人材の育成に関する支援を充実し、各分野で将来を担うリーダー等の育成に取り組みます。
- ② 包括連携協定を締結している各大学の強みを活かし、人材の育成に取り組みます。

オ 他の市町村との連携

- ① 「第3次北海道定住自立圏共生ビジョン」に掲げる、成果指標の達成と共生ビジョン事業の着実な推進に向けて取り組みを進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	UIJ ターン新規就業支援事業 ・移住支援金の支給 【必要性】当町への移住・定住の促進及び町内企業等における働き手を確保するため、北海道が行うマッチング支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業しようとして転入し、定着に至った者に対し支援する必要がある。 【効果】過疎化が進む当町をはじめ、連携して取り組む市町村への UIJ ターンが促進され、移住者の増と企業においては働き手の確保が期待される。	町
		定住促進住宅等奨励事業 ・定住促進住宅等奨励金の支給 【必要性】当町への移住・定住を促進するため、町内に定住目的で住宅を新築・購入した者に対する支援をすることにより、移住・定住人口の拡大を図るため必要である。 【効果】奨励金の交付により当町での暮らしを応援することで、移住者や若者等の定住を促進し人口の増加を図ることが期待できるとともに、町民が安心して暮らせるまちづくりに資することができる。	町
	地域間交流	友好市町交流事業 ・児童・生徒交流 【必要性】児童が、より幅広い視野を持つことで、地域に対する愛着を深め、今後のまちづくりに将来において貢献できるよう、地域間の交流を進める必要がある。 【効果】友好親善提携を締結している市町村との中学生の生徒交流。学生の生徒学習交流を中心に、北海道と異なる文化や風土の違いなどを学習することにより、相互理解と人材交流を推進することができ、人材の育成につながる。	町
	人材育成	人材育成・人材確保対策事業 ・農林水産業担い手育成、確保 【必要性】地域の基幹産業である第1次産業においては、高齢化による担い手不足が大きな課題となっており、担い手の確保について取り組む必要がある。 【効果】産業の担い手・後継者、地域コミュニティのリーダー等を確保・養成することにより、産業活性化と地域力の底上げを図り、地域の活性化を推進することが期待できる。	町
		人財育成支援事業 ・資格取得等に要する経費の一部助成 【必要性】将来のまちづくりを担う人材は、町内各分野で求められており、あらゆる分野での人材の育成が必要となっていることから、資格取得に係る経費の一部について支援が必要である。 【効果】各分野における町の将来を担うリーダー等の育成を図ることにより、まちの活性化を推進することができる。	町
	基金積立	人財育成基金事業 ・基金積立 【必要性】各分野における町の将来を担うリーダー等を育成するために実施する各事業を、中長期的に推進するための安定的財源の確保が必要である。 【効果】各分野における町の将来を担うリーダー等の育成が計画的に図られることにつながり、まちの活性化を推進することができる。	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って施設保有量の適正化、公共施設等の長寿命化の推進、既存施設の有効活用などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとします。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業の振興

○ 農業の振興

当町の農業は気候的に恵まれているものの、地形的条件は悪く、農耕地は狭隘で就業者の高齢化と後継者不足によって経営規模も零細となっており、農家戸数は著しく減少するとともに、生産体制の弱体化や農業活動の低下により非常に厳しい状況にあります。

このような状況の中で、地域の農業を維持持続させることが産業の底上げに必要不可欠なことから、関係団体と連携しながら継続した支援が必要であります。

また、就業者の高齢化に伴い後継者の就農及び新規就農者の確保が重要なことから、受入体制の整備や耕作放棄地も含めた農地の有効利用に努め、農林業担い手養成事業の研修修了者の本格就農に向けた支援を行うなどして、専業農家を増やしていくことが必要です。

また、近年エゾシカ・ヒグマ等による鳥獣被害が拡大していることから、これらの対策を講じる必要があります。

○ 林業の振興

当町の総面積のうち約 93% (17,294ha) が森林で占められており、森林資源に恵まれている地域です。森林は、国土の保全、水源のかん養、快適な生活環境の保全、木材生産機能など、生活に深く結びつく公益的・多面的機能を有しており地球温暖化の防止をはじめ、環境問題に対しても大きな役割を果たしております。

当町は、温暖多雨な気候からスギを中心とした針葉樹の造林に努めてきましたが、林業就業者の高齢化と収益性の低下が相まって造林に対する意欲の低下につながっており、その結果、現在は林業を生業としている事業者がおらず、後継者の育成や森林が持っている公益的機能の向上、造林・保育管理・治山事業などの推進あつては森林組合等の関係機関と連携を図りながら進める必要があります。また、スギの地場消費や間伐材の利用促進、特用林産物のシイタケの品質・生産性向上が必要となっております。

○ 水産業の振興

当町の漁業は、津軽海峡のイカ釣り、ウニ漁などの漁船漁業を主として営んでおりましたが、近年は、コンブ養殖が安定的な生産量となっているものの、スルメイカやマグロの資源減少により生産量は漸減傾向にあり、資源管理や栽培漁業による前浜資源の安定・増大や未利用資源の活用により、回遊資源に依存しない漁業経営への転換が急務となっております。

漁業者については、組合員数の減少とともに高齢化が進み平成 30 年の漁業センサスでの漁業就労者の年齢構成では、65 歳以上の就業者の割合は福島町 48.6% (北海道 26.8%、全国 38.3%) となっており、全道・全国と比較しても高齢者の割合が高くなっていることから、担い手の育成が喫緊の課題となっております。

こうした状況下において、若年漁業者を中心とした生産拡大を目指し、活力ある漁業経営に向けた生産環境を確立することが必要であることから、アワビ・ウニ・ナマコ等の放流事業を積極的に進め、生産高と所得の向上を目指したつくり育てる資源管理型漁業の推進に努める必要があります。

漁港整備については、衛生管理や高齢漁業者の利用が容易な漁港整備を進めるとともに、漁場においても藻場造成等を行うことにより漁場環境保全に努めることが必要です。

また、新たな「つくり育てる漁業」、「管理型漁業」の推進を基本として、生産性の高い漁業を目的に高齢者、女性に配慮した漁業就労環境の整備、付加価値向上の流通改善への取り組み、更には漁業後継者の育成、漁業協同組合の経営組織強化促進などを図りつつ、合理的かつ効果的な施策を展開する必要があります。

イ 起業の促進

当町では、海に面しているという地理的特性を活かし、漁業はイカ釣りなどの漁船漁業から増養殖漁業への転換を図りながら進んでおります。

また、水産加工業は、「生産量日本最大級のスルメの町」として全国でもトップレベルの品質と生産量を誇っています。

農業においては、主要作物である稲作のほか、黒米の栽培、休耕水田を利用した野菜、そば及びブルーベリー栽培等への取り組みがなされ、複合経営により事業展開がなされているところ です。

このような中で、農業及び水産業において、新規農水産物の導入をきっかけとし、若い後継者が就労しやすい環境づくりと生産力の向上につながるような新たな芽づくりを促進する必要があります。

ウ 商業の振興

近年、生活水準の向上及び情報メディアの多様化等に伴い、消費者ニーズは大きく変化してきており、中核都市への商業機能の集積、交通網の整備と車社会の発展に伴う日常生活圏及び消費者行動の広域化がますます進んでいます。

当町の商業は、近年の少子高齢化と相まって、商工業者数や商工会加盟員数ともに減少傾向を示し、購買力の町外流出、後継者不足の要因により店舗の減少など、商業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

また、町内中心部に位置する商店街は、休業等による空き店舗も目立つなど、賑わいが著しく低下し商店街としての形成が不十分な状況となっています。

こうした状況の中にあって、高齢化が一段と進む状況を踏まえ、高齢者に優しいサービスを目指し、商店が個々の独自性を発揮し、地域に密着した魅力ある商店街の環境整備を進めるため、商工会など関係機関との連携強化を図り、消費者の利便性を高め経営の効率化に努める必要があります。

エ 工業の振興

当町の工業は、水産加工業、食料品製造業、コンクリート製造業を中心に進められております。

なかでも水産加工業は、当町の主力産業となっており経済に大きな影響を及ぼす就業機会の場として、漁業と並んで重要な位置を占めております。

しかし、規模的にも中小企業が大部分を占めており、また近年のスルメイカ漁の不漁による加工原料の不足や価格の高騰、更には高齢化による就業者不足が大きな課題となっております。

水産加工業は、人口減少対策を進めるうえで再生が不可欠であることから、事業が継続できるよう就業者の確保を中心とした支援が必要となっております。

オ 観光の振興

当町は、津軽海峡に面した日本海交易の歴史を有し、観光素材として青く澄んだ海とダイナミックな海岸線、そして道南の秀峰大千軒岳といった豊かな自然環境に恵まれており、エゾキリシタン殉教地に代表される独特な歴史と文化を有しています。

こうした魅力的な地域資源を活用し、道南の秘境と呼ばれる岩部海岸や青の洞窟を周遊する「岩部クルーズ」を運航し、体験型観光により交流人口の拡大を図っております。

また、「千代の山」、「千代の富士」という全国でも極めて稀な二人の横綱の出身地、そして世紀の大事業といわれた青函トンネル工事基地跡地としての資源も有しています。

こうした中で、「横綱の里づくり」のシンボル施設として「横綱千代の山・千代の富士記念館」の建設をはじめ、トンネル工事を後世に伝える「青函トンネル記念館」などの観光施設の整備を進めてきたところではありますが、町内で買い物や飲食を楽しめる場所が少ないことから、滞在期間が短い通過型の観光になっています。

北海道新幹線開業を機に交流人口の増加が期待されており、既存の観光施設を核としながら、町内で滞在・飲食を楽しめる場を増やし、道南地域の広域観光ルートの確立を図るため、近隣町や民間との連携を進めて、交流人口を拡大していくことが必要です。

カ 情報通信産業の振興

情報サービス業をはじめ、インターネット附随サービス業、コールセンター等の事業については、過疎地域などの地理的条件不利地域においても業務形態が比較的影響を受けないうえ、地域においては一定の雇用効果も期待できる業種といえます。

当町においては、これまで関連する事業者1社の設立があったものの、数年後には撤退となっておりますが、今後も立地を促進していく業種といえます。

キ 他の市町村との連携

産業分野においては、観光分野において北海道新幹線の開業を契機に、首都圏や東北地方から観光客を呼び込めるよう、渡島西部4町・檜山南部5町が「新幹線木古内駅活用推進協議会」を組織し、魅力的な広域観光交流を図るため連携して取り組みを進めています。

さらには、「南北海道定住自立圏」において、広域観光振興プロモーション活動、販路開拓支援等に取り組んでいるところであります。

また、有害鳥獣対策において渡島西部4町の課題である、捕獲後の適正な処理について駆除に従事するハンター等の身体的負担を軽減するための有害鳥獣等の減容化処理施設を整備し、連携して取り組んでいます。

このように、産業分野において町単独では解決困難な課題等について、広域的に連携を図ることにより課題の解決を目指すこととし、各産業分野の振興に努めています。

(2) その対策

ア 農林水産業

○農業の振興

① 就業者の高齢化及び担い手不足による農業者の減少が著しいことから、関係機関などと連携し、後継者育成及び新規就農者のための支援策を継続し就農者の確保に努めるとともに、農業の将来のあるべき姿として、法人組織化や生産団体の確立などを推進し、農地の有効利用と生産性向上及び効率化を図ります。

また、稲作農家については、高齢化が進み設備の更新に苦慮していることから、共同利用ができる機器の整備と、その管理用倉庫の整備を支援しています。

② 農業経営の安定化を図り、農業者の所得向上を目指す「福島版営農モデル」を実践するほか、食育、地産地消を推進し、新規作物の栽培試験や特産作物に対する支援策を強化し、産学官連携による農業振興と地域の活性化を図るとともに、農業協同組合の経営体制の見直しを進めます。

③ 鳥獣等の増加により農作物等の食害被害が多発していることから、生産物の安定的生産量を確保するため、被害防止策を総合的かつ効果的に実施します。また、有害鳥獣駆除に従事するハンターの育成に努めます。

○林業の振興

① 助成制度を活用した民有林の適正管理及び町有林の整備・保全を進めるため、林道や作業道などの整備による効率化を図るとともに、林業従事者の育成・確保、森林組合の持続的な健全経営に向けた支援、木材の有効活用による消費拡大などの取り組みを推進します。

② 特用林産物であるシイタケの原木の調達に苦慮している現状にあることから、安定的な原木の確保を目的に、原木採取可能箇所での作業道を開設し、特産品の増産が図られるよう生産者を支援します。

○水産業の振興

- ① 基幹産業である漁業の振興を図るため、漁業協同組合と連携を図りながら、計画的・継続的な産業振興策を展開します。
- ② 生産基盤である漁港の計画的整備と高齢者の荷揚げ作業の軽減を図るなど利用しやすい漁港施設の整備を進め、漁業就労環境の改善に努めるほか、食育や地産地消を推進し、コンブ養殖の安定的な生産を図るため、施設改修等の整備を進めます。
- ③ 漁場の藻場造成を行い環境保全に努めるとともに、アワビ・ウニの人工種苗やナマコ稚仔等を放流するなど安定的な資源の維持・増殖、産学官連携による水産業振興と地域の活性化を図ります。
- ④ 消費者ニーズを的確に把握し、スルメ、マグロ、コンブ等の特産品の販売を促進するとともに、陸上養殖アワビも含めた特産品の消費拡大に向けた流通機能の強化に取り組みます。
- ⑤ 漁業後継者や新規漁業者の確保対策について、漁業協同組合と連携を進めるとともに、引き続き支援に努めます。

イ 起業の促進

- ① 地域資源の有効活用と、起業者の掘り起こしを進め産業の底上げを図ります。

ウ 商業の振興

- ① 購買力の向上を図るため、商業者が一体となったイベント活動や、インターネット販売などの多様な販売方法の導入により販路の拡大に努め、商店が個々の独自性を発揮し、地域に密着した魅力ある商店街の環境づくりを進めます。
- ② 中小企業の指導體制の強化を図るため、商工会との連携を図り経営改善普及事業にかかる助成を実施するとともに、小規模事業者が安定した経営を維持するための取り組みを支援します。

エ 工業の振興

- ① 水産加工業の生産基盤の促進を図るとともに、就業者不足や高齢化に対応するため、就業者の確保に向けた対策を推進します。また、外国人技能実習生などの人材活用を推進するため、外国人技能実習生の受入に対する支援の継続に努めます。
- ② 町の融資制度や各種制度資金の活用により経営の安定を図るとともに、産学官連携により地場産製品の高付加価値化に努めるほか、インターネット販売などによる多様な販売方法の導入による販路の拡大を図ります。

オ 観光の振興

- ① 「横綱千代の山・千代の富士記念館」と「青函トンネル記念館」を連動させ、町内入り込み客の増加を図るとともに、施設の長寿命化に努めます。
- ② 松前矢越道立自然公園に代表される海岸線などの豊かな自然景観を活用した体験型観光の確立に努めるとともに、地域資源を活用した広域観光ルートの確立を図るため、近隣町や関係機関との取り組みを進めます。
- ③ 観光協会や産業団体と連携しながら体験型観光の確立に向けた取り組みを進めるとともに、はこだて観光圏をはじめとした広域観光との連携に努めます。
- ④ 青の洞窟などの岩部クルーズを中心に、町が持っている潜在的な地域資源を掘り起こし、滞在型の交流人口の推進に努めます。

カ 情報通信産業の振興

- ① 本分野は、地理的条件不利地域においても通信基盤が整備されていれば、創業が可能であることから、企業の誘致に向けた検討を進めます。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク等の働き方の見直しなどを契機に、テレワーク拠点の環境整備を推進します。

キ 他の市町村との連携

- ① 各産業分野における振興について、「南北海道定住自立圏共生ビジョン」の着実な取り組みを進めます。
- ② 各地域の魅力的な地域資源を最大限に活用し、渡島西部地域をはじめ南檜山に人の流れを創出するため、広域的観光を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
2 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	町有林造成事業 ・間伐等	町
		林業専用道整備事業 ・測量設計、整備工事	町
		森林環境譲与税活用事業 ・森林整備事業、意向調査ほか	町
		水産物供給基盤機能保全事業 ・機能保全計画策定 ・-3.0m 岸壁、-4.5m 岸壁改良ほか	道
		水産基盤(漁場)整備事業 ・囲い礁設置	道
	(3) 経営近代化施設 水産業	種苗生産事業 ・施設管理費	その他 漁組
		水産物集出荷施設整備事業 ・養殖昆布ほか品質保持、物流効率向上のための施設整備、設計、整備工事	町
	(9) 観光又はレクリ エーション	横網の里づくり事業 ・千代の富士杯相撲大会 ・九重部屋力士招聘	町
		道の駅再整備事業 ・基本構想策定、設計、整備工事	町
		岩部海岸わくわくクルーズ事業 ・クルーズ船運航業務委託 ・プロモーション活動ほか	町
		両記念館長寿命化事業 ・横網記念館及び青函トンネル記念館長寿命化改修	町
		観光協会支援事業 ・イベント開催等に係る観光協会への補助金	町
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	キタムラサキウニ深浅移植事業 ・キタムラサキウニの深浅移植 250 t 【必要性】キタムラサキウニ漁は、多くの漁業組合員が採捕していることから、水深15m以深に生息する未利用ウニを有効活用することで所得向上が見込める。 【効果】採捕不可能な水深の漁場から、海藻繁茂の多い水域に放流し生産の増大を図る事業に助成を行い漁業所得の向上が図れる。	その他 漁組
		ナマコ稚仔放流事業 ・ナマコ稚仔の放流 30,000尾/年 【必要性】稚仔放流等による資源増大策の効果を把握する必要がある。 【効果】ナマコ資源の維持と増大により、漁家経営の安定化が図られる。	町

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
	その他	<p>地域経済消費拡大活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付商品券発行補助金 <p>【必要性】地元商工業者の経営状況は、インターネットの普及に伴う消費者行動の多様化や、後継者不足による事業継続の課題等も抱えており、年々厳しさを増している状況となっていることから、消費者の購買意欲を喚起し、消費拡大及び地域経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>【効果】プレミアム付き商品券発行補助金は、疲弊する地域経済の消費を拡大するため、プレミアム付き商品券発行事業に対するプレミアム率相当額を助成することにより、町内経済の活性化と消費者の負担を軽減している。平成22年度に事業化し、これまで途切れることなく実施されており、単年度での事業としてではなく恒久的に実施することにより、消費刺激を継続的に行うことにつながっていることから、今後も恒久的に実施を継続し町内経済の活性化が期待される。</p>	その他
		<p>産学官連携産業活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業活性化のための研究委託 <p>【必要性】町内だけでは解決困難な課題について、大学等の持つ研究成果や技術的ノウハウを活用しながら、地域課題の解決に結びつけていく必要がある。</p> <p>【効果】大学等との連携により、児童・生徒の人財育成を図るとともに、大学等の専門的な知見を最大限に活かし、前浜資源の把握をはじめ経営安定及び産業のさらなる活性化や振興が図られる。</p>	町
		<p>雇用奨励等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島商業高校新卒者雇用助成金 ・外国人技能実習生受入助成金 <p>【必要性】町の主要な産業である水産加工業をはじめ、町内の企業においては、就業者の確保に苦慮している現状にあり、経済的負担の軽減と経済の活性化を図るための支援が必要となっている。</p> <p>【効果】北海道福島商業高等学校新卒業生の雇用及び外国人技能実習生の受け入れを行う事業者を支援することにより、雇用機会の拡大及び雇用環境の充実並びに地域経済の活性化が図られる。</p>	町
	(11)その他	<p>地域おこし協力隊推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市住民を受入 ・観光振興 	町
		<p>産業活性化サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術取得、先進地視察、地場産製品普及 	町
		<p>新たな陸上養殖技術の開発による蝦夷アワビブランド化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼育管理、加工品開発ほか 	町
		<p>まちづくり法人支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島町まちづくり工房への運営支援 	町
		<p>吉岡漁村環境改善総合センター解体事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計、解体工事 	町
		<p>観光情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光プロモーション 	町
		<p>福島町特産品PR事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特産品PR活動 	町
		<p>農業法人支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人への出捐 ・地域活性化起業人採用 	町

(4) 産業振興促進事項

このような当町の産業における現状を踏まえた課題の解決にあたり、産業振興を促進するうえで必要な事項については次のとおり定めます。

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興区域	業 種	計画期間	備 考
福島町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って施設保有量の適正化、公共施設等の長寿命化の推進、既存施設の有効活用などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとします。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 通信

情報化社会の進展に伴い携帯電話については、主要各社が町内の利用エリアの拡大を図るため基地局を建設したこともあり、急速に普及が進みましたが、一部地域では安定的で健全な受信状況の確保が求められています。

テレビについては、地上波デジタル放送移行後、地理的な要因等による新たな難視聴地域が生じたため対策を講じてきましたが、引き続き安定視聴のためのテレビ中継局をはじめとする施設の維持管理が必要となっています。なお、大規模な自然災害が発生した場合において、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等、重要な情報の提供に支障を及ぼすことの無いよう、耐災害性の強化を図る必要があります。

また、難視聴地域の住民で組織するテレビ共聴受信組合が有する、共同受信施設の大規模改修が予定されていることから、大規模改修に対する支援及びテレビ共聴受信組合の組織運営体制の維持のための支援が必要となっております。

災害時に最も頼りになる「AMラジオ電波」においても、地理的な要因により町内各所において受信不良な状態が続いており、札幌市を中心とした地域にあっては「FMラジオ電波」に変換して放送しておりますが、今後も、安定的な電波の確保が求められています。

イ 情報化の推進

当町の情報化については、行政機関におけるネットワーク整備やホームページの開設のほか、総合行政ネットワーク（LGWAN）、北海道電子自治体プラットホーム構想（HARP構想）の推進など電子自治体の確立に向けた整備が図られています。

また、地域においては、パソコンやスマートフォン、インターネット等の普及により誰もがどこでも持続的にICTの恩恵を受ける社会の実現が進んでおります。

今般の、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、各学校においてもインターネットを活用したリモート授業の取り組みや、地域社会においてはテレワークなどの働き方改革を迫られる状況となっており、こうした状況は、感染症対策のみならずあらゆる場面において、今後益々必要となってくるものと考えられます。

(2) その対策

ア 通信

- ① 地上デジタルテレビ中継局等の適切な維持・管理により、良好な受信状況の確保に努めます。なお、自然災害による商用電源の供給停止への備えとして、テレビ中継局に整備している送受信装置及び伝送装置の省電力化により、電源供給時間の長期化を図ります。
また、ラジオについては、平時はもとより災害時における必要な情報を確保する手段として、最も有効であることから、ラジオの受信不良解消のため、関係団体等と協議を進めます。
- ② テレビ共聴受信組合の共同受信施設の大規模改修に対する支援を行うとともに、組織が継続できるよう組織運営体制維持のための支援を行います。

イ 情報化の推進

- ① 少子・高齢化社会に適応したICTの利活用を検討し、高齢者の生活の安心や産業の生産の向上、情報教育の充実を図るとともに、ICT人材の育成に取り組みます。
- ② ホームページの充実や行政手続きのオンライン化などの電子自治体を推進し、各種情報サービスの充実を図ります。
- ③ 災害の少ない当町の優位性を活かし、テレワークの誘致などによる都会からの田舎暮らしを推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設	地上デジタル送信機整備事業 ・白符テレビ中継局地上デジタル送信機整備 ・福島テレビ中継局地上デジタル送信機整備	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って施設保有量の適正化、公共施設等の長寿命化の推進、既存施設の有効活用などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとします。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

町内を縦断する国道 228 号は、町民の生活機能の維持向上と産業の振興に重要な役割を果たしていますが、函館を起点とした国道が唯一の幹線道路となっているため、観光シーズンにおける交通渋滞や災害時における通行止めなどが生じると生活機能が寸断されることが予想され、安全性の高い道路の確保が求められております。

こうした中、北海道縦貫自動車道や、函館・江差自動車道木古内 I C と接続する高規格道路「松前半島道路」の整備の目途が依然として立っておらず、総合交通ネットワークの整備を図るうえからも早期実現が重要となります。

更に道道の整備については、現在、岩部渡島福島停車場線が事業実施されておりますが、岩部地区を拠点とした体験型観光の促進、産業の基盤道路及び通学路としての交通安全対策上からも、早期に安全・安心な道路改良整備が課題となっております。

また、町道においては、市街地整備などで一定の整備が進んでおりますが、今後は安全面における維持補修や長寿命化について、実施していく必要があります。

なお、道南地域の中でも降雪量の多い当町において、冬期間の安全で快適な道路交通の確保は、日常生活や地域振興上重要な課題となっており、安定的な除排雪体制の確保が求められています。

イ 林道

効率的な森林施業と豊富な森林資源の活用を図るため、林道整備を実施してきましたが、森林資源の有効活用をさらに進めていくためには、林道施設の長寿命化とともに今後も整備を促進する必要があります。

ウ 交通

当町の交通体系は、昭和 63 年の J R 松前線廃止後にバス路線のみが運行されている状況となっておりますが、高齢化や少子化の影響で利用者の減少が続いていることから、利用実態に応じたダイヤ改正や車輛規格等の調整・更新を図るとともに、合理的かつ利便性に配慮した運行体制を確立する必要があります。

高齢者や身体障害者等の交通弱者に対する通院や買い物など、外出意欲の向上を図るため運行しているデマンドバスについては、引き続き運行するとともに、利用者ニーズに合った改善・充実を図る必要があります。

また、高齢化の進行により公共交通が果たす役割は大きくなっている一方で、人口減少により、移動の総需要が減少していることから、地域公共交通の維持に向け、まちづくりと連携し、誰もが利用しやすく持続可能な公共交通を実現することが喫緊の課題となっております。

北海道新幹線の青函共用区間において、貨物列車とのすれ違い時の安全性確保のため新幹線

の最高速度が抑えられており、新幹線の最高性能が発揮されていない状況となっていることから、2038年度末頃の完成・開業を見込んでいる札幌延伸に向けては、大幅な時間短縮が必要となってきます。また、津軽海峡がボトルネックとなり、北海道の物流コストが九州や四国に比べて高くなっている現状となっています。

(2) その対策

ア 道路

- ① 生活圏の拡大、物流の確保、救急医療などに対応するため、災害に強く安全性の高い国道・道道の整備と高規格道路の早期完成を関係機関と連携しながら推進します。
- ② 町道については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、通行の安全性や快適性を高めるための改修や維持補修を計画的に実施するとともに、安全の確保と長寿命化による維持経費の削減を図ります。
- ③ 冬期間の安全で快適な道路交通を維持するため、降雪状況に応じて柔軟に対応できる除排雪体制の確立を図ります。

イ 林道

- ① 林道は、効率的な森林施業及び森林資源の有効活用を図るため欠くことのできない生産基盤施設であるとともに、防災面においても大きな役割を果たしていることから、今後も新設や改良等の整備及び林道施設の長寿命化を図ります。

ウ 交通

- ① 生活路線である現行のバス路線（木古内・松前線）の維持に努めるとともに、バス事業者と連携を図りながら効率的な運行や利便性の向上を図ります。
- ② 交通弱者の移動手段の確保のため、引き続きデマンドバスを運行するとともに、利用者のニーズに即した改善・充実を図り、持続可能な地域公共交通の提供に取り組みます。
- ③ 買い物をはじめ、通院、通学手段の確保等、地域の多様なニーズに対応した当町の公共交通のあり方について、デマンドバス等を中心に総合的な施策の検討を進めます。
- ④ 新幹線の特性である高速化による速達性を最大限に発揮し、北海道内の物流コストを低減するとともに北海道全体の交流人口の拡大及び経済の底上げを図るため、第2青函トンネル構想の実現に向けた活動に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	各町道舗装補修事業 ・館崎2号線 L=160m、W=6.0m ・月崎1号線 L=135m、W=4.5m ・豊浜1号線 L=183m、W=5.5m ほか	町
		町道整備事業 ・赤川2号線整備事業 L=68m、W=4.0m ・公営住宅線整備事業 L=160m、W=10.5m ・駅前団地2号線ほか2路線整備事業 L=167m、W=4.0m ・本町大通り線整備事業 L=177.5m、W=6.0m ・汐見町3号線整備事業 L=70m、W=4.0m ほか	町
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 ・補修設計、改良（折加内橋 ほか） ・橋梁点検	町
	(3)林道	林道橋梁点検調査事業 ・補修設計、改良（林道兵舞線） ・橋梁点検	町
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	地域公共交通確保維持改善事業 ・地域公共交通計画策定 ・デマンドバス運行補助 ・運行支援業務委託 【必要性】当町における交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者等の交通弱者の移動の手段を確保するため、路線バスと町内を巡回するデマンド型交通やタクシー等の移動資源を活用・連携し、まちづくりと一体となった地域交通体系を確立する必要がある。 【効果】地域公共交通計画を策定するとともに、引き続き、ドア・ツー・ドアによる高齢者等にも優しく利用しやすい地域間公共交通を確保し、外出意欲の向上と、交通空白地域の解消が図られる。	町
	(10)その他	道路台帳デジタル化事業 ・道路台帳のデジタル化 地域間幹線系統松前木古内線支援事業 ・路線維持のための沿線自治体助成金	町 その他

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って施設保有量の適正化、公共施設等の長寿命化の推進、既存施設の有効活用などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとします。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道・下水道（浄化槽）施設の整備

当町の水道事業は、給水人口の大幅な減少により令和元年度に上水道事業から簡易水道事業へ移行し、持続可能な水道事業経営に努めているところであります。

これまでも配水管等施設の更新を計画的に行っておりますが、今後も引き続き計画的な施設更新を行うことにより、耐震化の確保や、予期しない漏水事故等を防ぐとともに、給水人口や経営規模に見合った施設更新を進める必要があります。

一方、下水道については整備されていないことから、多くの生活排水は未処理のまま雨水とともに排水路や道路側溝を通じて、大半が直接川や海に排出されており、これらが水質環境の悪化の一因となっています。

このため、河川等の公共用水域の水質汚濁の改善、町民の快適な生活と良好な環境を作るため生活排水対策については、浄化槽等により推進しています。

イ 環境衛生施設の整備

し尿処理については、渡島西部 4 町で構成する渡島西部衛生センター（渡島西部広域事務組合）において、汚泥再生処理センターが整備され共同により処理業務を実施しています。

当町においては、全町を収集区域として民間委託により収集し、衛生センターの施設で処理しています。

一般廃棄物については、渡島西部 4 町で運営するリサイクルプラザと渡島廃棄物処理広域連合による可燃ごみ処理施設が整備され一体的な処理体制の充実が図られております。

一方で家庭ごみの排出量が一向に減少しないことから、循環型社会の形成推進のためにも、生ごみの減量化を図るとともに、なお一層のリサイクル推進・強化が必要であります。

なお、近年増加しているエゾシカやヒグマ等の有害鳥獣捕獲後の適正な処理に係る負担軽減を図る必要があります。

ウ 火葬場、墓地

少子高齢化が著しく進展する当町においては、死亡者が出生者を上回る状況となっており、お墓の需要が見込まれる一方で、お墓を継承することが困難な方が増えていることから、合葬式墓地が整備されています。

火葬場施設（安養苑）については、平成 21 年 11 月に建設され定期的な保守点検を実施しておりますが、故障等を未然に防止するためにも、火葬炉内の耐火物及び台車等の設備の改修を計画的に進めることが必要となります。

エ 消防・防災施設の整備

近年は、全国各地でこれまでに例を見ない大きな自然災害が地域を問わず発生しており、各地に甚大な被害をもたらしています。

当町においては、大規模な災害は発生しておりませんが、いつ大きな災害に見舞われるか予

測もつかない現状となっております。

このため、防災訓練などによる災害の予防、災害対策用品の備蓄や応急対策、被災後の復旧、防災行政無線を活用した総合的な防災体制の強化を図り、日頃より町民の防災意識の高揚に努める必要があります。さらには、高齢者を中心とした、いわゆる災害弱者といわれる災害時要援護者に対する、地域ぐるみの防災体制の確立と避難支援や避難所での支援が機能する仕組みづくりを進める必要があります。

消防体制については、渡島西部4町による消防本部（渡島西部広域事務組合）を当町に置き、松前・福島・知内・木古内各町に消防署を設置して消防体制を確立しています。

当町における火災は、極めて少ない発生件数で推移している状況にありますが、火災には不注意・不始末など人為的な出火原因もあるため、今後も予防効果を高めるための防火意識の高揚に努めることが重要となっております。

また、交通事故やその他の災害・事故など救急・救助の出動件数は増加する一方であり、その内容も複雑・多様化してきています。

このような現状の中で、町民の安全確保のため時代に即応した消防力の維持、救急救命士や救急隊員の確保・充実による救急体制の強化が求められており、引き続き消防車や消防水利施設及び救助器具などの更新が必要となります。

オ 住宅の整備

当町の町営住宅は、住宅需要が多かった昭和40年代から昭和50年代前半にかけて整備されてきましたが、住宅の老朽化が進み、平成14年度に美山団地、令和2年度には丸山団地の整備を完了しています。

現在、若者・子育て世代や移住定住の受け皿となる住宅の必要性が高まっており、老朽化した三岳改良住宅の建て替えや町内遊休地の活用などによりこれら住環境の整備が進められております。

また、一般住宅建設にあたっては、快適な住環境の整備を基本理念として公的融資制度の拡充の要請と技術相談、指導を行い持ち家住宅の建設を促進する必要があります。

カ 公園・緑地の整備

公園・緑地などの空間は、町民の休息、運動、散策などの憩いの場として、生活にうるおいと安らぎを与えると同時に、災害時における避難広場としての役割を有しています。

これからの公園緑地は、余暇時間の増大、高齢化社会の進展などによる行動様式の変化・多様化を背景とし、コミュニティの場などとしての多目的な利用とともに、地域イメージ・市街地の景観の向上を図る上からも欠かせないものとなっております。

今後は、町内にある新緑公園、森林公園、トンネルメモリアルパークなどの整備充実をはじめ、地域に親しまれる公園や緑地を創出していく必要があります。

(2) その対策

ア 水道・下水道（浄化槽）施設の整備

- ① 町内全域に安全で安心な水道水を供給するため、水道施設の耐震化と老朽施設の更新を計画的に実施いたします。

また、転出などにより給水不要となった区間の施設廃止や、規模に見合った事業運営を行うことにより経営の長期持続を推進します。

- ② 河川等の公共用水域の水質の改善、町民の快適な生活と良好な環境を実現するため、「生活排水処理基本計画」に基づき町内全域において生活排水対策を進めることとし、全ての町民が生活排水を処理することを目標に定め、浄化槽によって公共水域の汚濁防止ならびに水洗化による生活環境の改善を図ります。

イ 環境衛生施設の整備

- ① 分別収集と資源リサイクルに係る積極的なPR活動に努め、家庭から出るゴミの減量化を推進するとともに、ゴミ再生処理施設から排出されるリサイクル製品の適正処理を推進し資源ごみのリサイクル率を高めます。
- ② 限りある資源の有効活用を推進するため、循環型社会の形成に向けて必要な施設整備を促進します。
- ③ 産業廃棄物については、事業者に対して不法処理のないよう指導の強化を図ります。
- ④ 有害鳥獣捕獲後の適正な処理に係る負担軽減を図るため、減容化処理施設の適正な維持管理に努めます。

ウ 火葬場・墓地

- ① 墓地公園をはじめ各地域の町有墓地及び合葬式墓地については、町民が安心して利用できるよう、適正な維持管理に努めます。
- ② 火葬場については、必要な補修を計画的に進めるとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

エ 消防・防災施設の整備

- ① 各種防災・防火啓発活動や高齢化社会に対応した予防活動を推進するとともに、町民の防災・防火意識の高揚を図り、「福島町災害時要援護者支援プラン」に基づき、災害時要援護者に対する避難支援体制を確立します。
- ② 火災による焼死の発生を防止するため、町内全世帯への住宅用火災報知機の設置促進に取り組めます。
- ③ 災害や火災の多様化に対処するため、消防設備の強化や消防水利の拡充など消防力の強化を図るとともに、災害時に十分な応急活動が行われるよう防災資機材の備蓄を推進します。
- ④ 高齢化が進み重度傷病者の搬送も多発状況にあることから、救急救命士等の育成・確保に

努めるとともに、救助器具の適正な維持管理・更新を図ります。

オ 住宅の整備

- ① 老朽化した町営住宅の建替を推進するとともに適切な維持・保全による長寿命化を図り、町営住宅周辺の住環境の整備と居住水準の向上を図ります。
- ② 「福島町住生活基本計画」に基づき、子ども・若者からお年寄りまで誰もが福島町に住みたくなる・住み続けようと思える快適な住環境の形成のため、「若者・子育て賃貸住宅整備プロジェクト」と「定住促進住宅整備プロジェクト」の二つの柱で、住宅環境の充実を図ります。

カ 公園・緑地の整備

- ① 既存公園の充実を図るとともに、家庭や地域での緑化意識の高揚を図り、学校をはじめ公共施設の緑化を推進します。
- ② 多様なレクリエーション活動、災害発生時の避難場所・復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 簡易水道	中塚橋配水管移設事業 ・実施設計、既設管撤去 ・配水管架橋添架	町
		塩釜地区配水管移設事業 ・配水管移設 φ300 L=213.0m (全体)	町
		老朽配水管更新事業 ・老朽配水管更新 ・吉野地区配水管 ほか	町
		浄水場施設設備更新事業 ・岩部・美山浄水場ろ過水量調整機更新 ほか ・実施設計	町
	その他	水道施設台帳整備事業 ・水道施設台帳整備業務委託	町
	(2)下水道処理施設 その他	浄化槽市町村整備推進事業 ・浄化槽整備	町
	(4)火葬場	火葬場施設整備事業 ・火葬台車交換、温度・圧力交換機交換 ほか	町
	(5)消防施設	高規格救急自動車更新事業 ・高規格救急自動車更新 1台	広域事 務組合
		消火栓整備事業 ・消火栓更新 3基	広域事 務組合
		高圧洗浄機更新事業 ・高圧洗浄機更新	広域事 務組合
(6)公営住宅	定住向け町有住宅整備事業 ・実施設計、建設工事 ・既存建物解体	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	浄化槽推進促進事業 ・浄化槽推進補助金 【必要性】当町は、豊かな自然に恵まれたまちであり、これらを資源として活かしたまちづくりに取り組んでおり、この豊かな自然を将来にわたって引き継いでいくために、生活排水対策は重要な施策の一つであることから、町内全域において生活排水対策を進めるとともに、全ての町民が生活排水を処理することを目標とし、浄化槽等によって公共水域の汚濁防止ならびに水洗化による生活環境の改善を図る必要がある。 【効果】水洗トイレ改修費用の助成により、改修経費の負担軽減と公共水域の汚濁防止、生活環境の改善が図られる。	町
	その他	街路灯助成事業 ・街路灯料金助成 【必要性】町内の各町内会においては、人口の減少に伴う会員数の減少及び高齢化により地域コミュニティの維持が課題となっており、会員数減による経済的負担の軽減が求められています。 【効果】街灯料金の助成により、町内会におけるコミュニティ維持と夜間における安全な通行の確保及び防犯効果が期待できる。	町
	(8) その他	普通河川河道整備事業 ・堆積物の除去等	町
		新緑公園整備事業 ・公園長寿命化のための整備、グラウンド整備 ・夜間照明施設 LED 化	町
		交通安全施設事業 ・区画線整備ほか	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って施設保有量の適正化、公共施設等の長寿命化の推進、既存施設の有効活用などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとします。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保等

急激な少子高齢化の進展により人口減少が続く中で、子ども・子育て環境は時代とともに大きく変革し、女性活躍社会や子育て世代の急激な環境変化があり、子どもを産み育てることに對する不安や身近な地域に相談できる相手がいないなど、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されており、大きな課題となっております。

当町においては、子ども子育て支援新制度に基づき、急激に進行する過疎化や少子化に対応するため、子どもは地域の宝であるという考えの下、子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、認定こども園や地域子育て支援センター、学童保育の運営をはじめ、子育て世代の経済的負担の軽減を目的とした出産祝金の支給、保育料、医療費及び給食費の無料化など、地域全体で子育てを応援する様々な支援策をハード、ソフトの両面から展開してきたところであります。

子育て中の親には、育児に対する精神的・肉体的負担感、育児経費の増大による経済的負担など、不安や負担が増大しており、また、全国的に児童虐待が顕著になっている現状において、子育て家庭の孤立が大きな問題になっています。

このため、子育ては家庭を基本としておりますが、保健師などによる育児教室や地域子育て支援センターにおける交流促進など、子育て家庭に対する交流機会の提供、相談体制の充実を図っております。

また、ひとり親家庭については、経済的自立と生活意欲助長のため、適切な相談・指導、援助を進めております。

人口3,300人を割り込む厳しい現状において、次の時代へ「まち」をつないでいくことが大きな課題となっており、時代の変化とともに多様化するニーズを的確にとらえ、切れ目のない子育て支援を実現する必要があります。

イ 保健福祉

本来、健康づくりは個人の健康観に基づいて一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、少子高齢化が進展するなど生活環境が厳しさを増す中で、個人のみでは健康を実現することは大変困難な状況にあり、健康を実現するために地域全体で個人の健康増進を支援していくことが必要になると考えられます。

当町では、自分の健康は「自分で守る」ことを基本としつつ、支援体制の充実に向けて健康運動や生活改善に向けた保健指導、がん検診受診率の向上などを積極的に推進することで病気の早期発見・早期予防に努めております。

また、民間の福島町三師会や関係機関が主体となって行っている「健康フェスティバル」などを通じて、町民へ健康の大切さなどの意識啓発の普及を図っております。

ウ 高齢者福祉

当町の高齢化は全国平均を上回るペースで進んでおり、令和7年10月現在65歳以上の高齢化率は51.02%（約2人に1人）、75歳以上の後期高齢者は29.49%（約3人に1人）となっており、それに伴い増加が見込まれる認知症高齢者や医療ニーズの高い高齢者、単身高齢者のみ世帯への対応が課題となっています。

このような中、当町では、令和6年3月に「第9期福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムの推進を図りながら、高齢者が豊かにいきいきと暮らせる地域共生社会の形成を目指し、健康や予防への関心を高め、健康増進や予防に対する取り組みを促すとともに、積極的にニーズにあった地域活動に参加できる環境づくりのため、関係機関と連携・協力し取り組みを推進する必要があります。

これまで当町では、一人暮らしに不安を抱えている高齢者が安心して生活を送ることができる環境として、特別養護老人ホームや生活支援ハウス、グループホームが整備され、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続することができるような取り組みを進めておりますが、いずれの高齢者福祉施設も老朽化が進んでいるため、計画的な改修等により維持・保全に努める必要があります。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保等

- ① 安心して子供を産み育てることができるような住宅や子育て支援制度を推進し、若者の定住を促進します。
- ② 保護者の多様な保育ニーズに柔軟に対応した認定子ども園の運営及び適正な維持管理に努めるとともに、保育提供体制の充実により安心安全な保育の提供に努めます。
- ③ 育児への不安を解消するため、育児教室や地域子育て支援センターなど、子育て家庭の交流促進と相談体制の充実を図ります。
- ④ 保護者が安心して就労することができるよう、学童保育を引き続き運営しスポーツや文化など多様な活動に取り組みながら、子どもの居場所づくりを進めます。
- ⑤ ひとり親家庭の生活を支え、経済的自立を促進するため、関係機関と連携して適切な指導・援助を行うとともに、事業所などへの雇用啓発に努めて就労の促進を図ります。

イ 保健福祉

- ① 「福島町がんなんかには負けない基本条例」に基づき、町民・事業主・町が一体となっががん対策を推進します。
- ② がん検診の無料化により検診率の向上を図り、早期発見・早期治療に努め、医療費を抑制する“元気循環型”の健康づくりを進めます。
- ③ 「福島町健康づくり推進計画」の行動計画を積極的に推進します。
- ④ 町民一人ひとりが健康づくりの重要性を自覚し、生活習慣の改善、疾病の予防につながる

よう、健康意識の高揚を図ります。

ウ 高齢者福祉

- ① 高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしく生活を続けられるよう、福島町三師会等の協力を得ながら在宅医療・介護サービス等の情報共有等、様々な局面で連携できる体制の構築を図ります。
- ② 高齢者ができる限り健康な生涯を送れるよう、地域包括支援センターや「ふれあい教室」などを通じて「自分の健康は自分で守る」ということを基本としながら、今後も継続して高齢者の交流を図り、また生活機能の低下を防ぐため、介護予防対策を引き続き推進し、介護を必要としない高齢者が増加するよう努めます。
- ③ ひとり暮らしの高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護支援サーポーターやボランティアによる見守り等の事業を推進します。
- ④ 災害時に高齢者などの災害時要援護者が迅速に避難できるよう、「災害時要援護者避難支援プラン」に基づいた体制づくりを整備します。
- ⑤ 町が実施する老人福祉事業その他の福祉行政に使用するとともに、関係機関、団体等が実施する老人福祉活動や地域福祉活動に利用される福祉バスの適正な維持管理に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム	生活支援ハウス改修事業 ・給湯ボイラー更新 ・屋根防水、外壁塗装 外	町
		老人福祉施設整備事業（デイ） ・施設本体の施設改修助成金	その他 社会福祉法人
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	医療費助成事業 ・高校生までの医療費の無料化 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められている。 【効果】通院・入院ともに高校生まで拡大し、医療費自己負担分を全額助成することにより、子育て世代の負担軽減を図り、子どもの保健の向上と福祉増進を図るとともに、定住促進と少子化防止を推進することができる。	町
		出産祝金交付事業 ・出産祝金の支給 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められている。 【効果】出産祝金の支給により子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、移住者や若者等の定住を促進し人口の増加が図られる。	町

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	高齢者等屋根雪下し費用助成事業 ・高齢者等屋根雪下し費用助成 【必要性】高齢者が地域で安全・安心して暮らしていくためには、冬期間における除雪の課題が大きな負担となっていることから、こうした課題を解決する必要がある。 【効果】自力での雪下ろしが困難な65歳以上の高齢者だけの世帯や障害者の世帯等に対し屋根の雪下ろし費用の一部を助成することにより、冬期間における高齢者等の安全を確保し、経済的な負担を軽減するとともに、福祉の向上が図られる。	町
		冬の生活支援事業 ・冬期間の増高経費助成 【必要性】低所得の高齢者等が地域において自立した生活を継続するため、冬期間に必要な暖房用燃料の一部を助成する必要がある。 【効果】低所得高齢者世帯等に対し冬期間の増高経費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、自立した生活の継続と福祉の向上が図られる。	町
		安心生活創造事業 ・見守り・買い物支援 【必要性】一人暮らしの高齢者が地域において自立した生活を継続するため、日常生活における安全確認や買い物支援等による支援が必要である。 【効果】高齢者等の生活基盤支援等を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らせる支援体制を整備することにより、自立した生活が継続できる。	町
		重度心身障がい者等タクシー料金助成事業 ・重度心身障がい者等タクシー料金助成 【必要性】地域において障害を持つ方が安心して生活できる環境の整備が求められており、自立した生活が継続できる環境の整備が求められている。 【効果】重度身体障害者などで病院への通院が困難なため、移動手段をタクシーに頼っている方に対してタクシー料金の一部を助成することで、重度身体障害者などの生活の利便性の向上を図るとともに、自立した生活が継続できる。	町
	(9)その他	いきいき健康ふくしま21推進事業 ・健康カレンダーの作成等	町
		がん検診推進事業 ・各がん検診（胃・肺、大腸、乳、子宮）委託	町
		吉岡温泉改修事業 ・深井戸水中モーターポンプ入替 ・揚湯管交換	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って施設保有量の適正化、公共施設等の長寿命化の推進、既存施設の有効活用などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとします。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

近年の少子高齢化により、町民の高齢化率が年々上昇する傾向にある中、医療に対する需要も増大しております。

当町の医療機関は、町が新たに平成 30 年 6 月から町立診療所を開設したことにより令和 7 年 10 月現在、町立による一般診療 1 施設、民間による一般診療 1 施設、歯科診療 2 施設となっており、入院加療が必要な場合や高度医療については、近隣町や函館市内の病院に依存している状況となっております。

平成 27 年 2 月よりドクターヘリの運航が開始され、緊急性・重症度の高い傷病者に対する初期治療体制の充実が図られておりますが、そのほかの急病患者に対応した救急医療体制については、近隣町の総合病院等との連携が重要となっております。

(2) その対策

- ① 町民が地域で良質な保健医療サービスを受けることができるよう、福島町三師会との連携を密にするとともに、基幹病院との広域的医療体制の充実を図ります。
- ② 町民が地域で安心して暮らすことができるよう、訪問診療などによる地域密着型の診療体制の充実を図ります。
- ③ 福島商業高校存続対策の中で行う看護師等養成講座や奨学金制度の活用により、看護・医療や福祉分野における資格取得を支援します。
- ④ 安定的な医療提供体制を維持するため、町立診療所による医療提供体制を維持するとともに、診療所の適切な維持・管理、設備の更新に努め、地域医療提供体制の充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
7 医療の確保	(4)その他	道南ドクターヘリ運航事業 ・運航経費負担金 ・除雪委託料	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って施設保有量の適正化、公共施設等の長寿命化の推進、既存施設の有効活用などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとします。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 幼児教育の充実

幼児教育は、幼児が生涯にわたり、こころ豊かでたくましい力を身につけ、自発的な活動の基礎を培う重要な役割を持っています。

当町には、私立幼稚園1園と町立の保育所型認定こども園が1園ありますが、少子化に伴う幼児の減少により、いずれも小規模での幼児教育が実施されている現況にあります。

幼児教育を進めるためには、自発的な活動の展開とともに家庭や地域との連携を深めながら、地域や幼稚園及び認定こども園の特性を生かした教育内容の充実を図る必要があります。

イ 学校教育の充実

全国的に少子化が進展する中で、当町においても児童・生徒数は年々減少しています。少人数であっても保護者や地域の協力により、異世代間交流等を通じて、人間性豊かな情操教育を図るなど、地域性を生かした特色ある教育を推進する必要があります。学校施設については、児童・生徒等が登校から下校までの一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、地震をはじめとする災害時には避難所としての重要な役割を果たすことから、学校の安全性の確保は極めて重要になってきます。

このことから、教育環境の充実と機能の向上を図り、校舎の改修による安全・安心で快適な教育環境の整備を進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、学校教育においてもリモート学習の導入などICT教育の進展により情報端末に触れる機会が多くなっており、国においてはGIGAスクール構想を推進しているところであります。

このため、今後も教育現場において情報教育の充実が求められていることから、ソフト、ハードの両面からICT環境の整備が必要です。

ウ 高等学校教育の充実

当町には、昭和40年に道立に移管された道立福島商業高等学校があり、昭和62年には近代的な校舎として三岳地区に新築され、教育環境の整備が進められました。

近年の少子化などの影響から、年々入学者数が減少し北海道の公立高等学校再編基準を下回るような状況が続いているため、その存続が危ぶまれております。

高等学校の廃校は、人口の減少を加速化させ、それに伴い税収の減、地域経済における消費の減など、行財政や地域経済に与える影響が大変大きいことから、町においては高校存続に向けた様々な対策を講じております。

町内は無論のこと、道内、道外からの入学者の確保に向けて、高校の魅力度を高めるとともに、学生の学習や学生相互や地域の方々とのコミュニケーションの場として、青少年交流センターを拠点とし、ソフト、ハードの両面から支援を図る必要があります。

エ 生涯学習の充実

社会教育は、生涯にわたる生活に即した自主的・組織的な相互教育活動であり、経験を通して知識を吸収し、また、技術を修得していくことによって人間としての資質の成長・発達を図ることが要求されます。

当町においては、少年・青年・成人教育について活動を推進しておりますが、各種社会教育団体の会員の固定化や少子高齢化に伴い、団体活動が急激に衰退している状況にあります。

こうした状況の中、社会教育の推進にあつては社会教育団体と協力しながら一貫した生涯教育を基本に推進するため、指導者の確保に努めながら各種活動を連携させて活発化させることが課題となっております。

また、高校存続に向けて全国からの入学者の確保に向けた取り組みを進めていることから、こうした入学者を中心に学生相互や地域の方々のコミュニケーションを図る機会の場を提供するとともに、青少年が健全に育成される環境の整備が必要であります。

オ 社会体育の充実

近年における生活水準の向上や余暇時間の増大などにより、生活環境が大きく変化している中で、運動不足や健康への不安が大きな話題となっております。

このことから楽しく身体を動かす健康づくり・体力づくり、地域や人との交流を促進し、スポーツ・レクリエーション活動を考え、各年齢階層を統合した「生涯体育」のくくりの中で異世代間の交流も含めて、一貫した生涯体育の充実を推進し、連携させての相乗効果により活発化させることが課題となります。

(2) その対策

ア 幼児教育の充実

- ① 地域のニーズへの対応に努めるとともに、幼児一人ひとりの良さや可能性を生かした教育の実践を図ります。
- ② 近年の少子化により幼児同士のふれあいが少なくなっていることから、集団による幼児教育の実施に努めるとともに、家庭や地域等と連携を図り、自然体験や社会体験など教育内容の充実を図ります。

イ 学校教育の充実

- ① 快適な学習環境で教育を推進するため、老朽化している校舎や教職員住宅等の長寿命化を図るとともに、教育効果を高める教材・教具の計画的な整備や長距離通学の児童生徒の安全対策を推進します。
- ② 地域の先人の偉業や当町の自然を学ぶとともに、学校施設を開放するなど地域間交流と豊かな感性を身に付ける情操教育を推進し、自ら学ぶ意欲を高め創造力・基礎学力の向上を図ります。また、相撲の指導者の確保等により、相撲に親しむ環境を整備し、「横綱の里づくり」

を進めます。

- ③ 小中学生の情報活用能力の育成を図るため、ICT教育の充実を図るとともに、大学との連携や情報技術を活用した情報教育などにより、将来を担う人財育成を推進します。
- ④ 児童・生徒の健康増進を図るため、各種検診を実施するとともに、安全でおいしく、栄養バランスに配慮した給食を提供するため、学校給食センターの適切な維持管理に努めます。
また、地産地消による食育を推進するとともに、給食費の無料化により子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

ウ 高等学校教育の充実

- ① 北海道福島商業高等学校の存続のため、「全道・全国からの生徒募集」、「商業、ICT、地域課題解決型学習、国際理解教育などの魅力ある教育課程」の両輪を推進し、安定的な生徒の確保が図られるよう取り組みを進めます。
- ② 地域と連携し高校の魅力度を高めることにより、地域とともに活性化を目指し、高校の存続とふるさと創生に関連する事業を展開します。
- ③ 大学との連携協定により、魅力ある教育環境づくりを推進します。

エ 生涯学習の充実

- ① 社会教育活動の目標や指針を示すものとなる「第6次社会教育中期計画」を推進するため、本計画を指針とした各分野の施策の実現に向けて、行政機関及び団体と町民が一体となった体制づくりを推進します。
- ② 多様化する学習ニーズに応える学習機会の提供と充実を図ります。
- ③ 様々な世代と交流を深めることにより、社会から求められるコミュニケーション能力を高めるため、青少年交流センターを整備し交流の機会の場を提供します。

オ 社会体育の充実

- ① 社会体育の振興と指導者の育成を図るとともに、社会体育施設の充実に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	
8 教育の振 興	(1)学校教育関連施 設 校舎	各学校校舎営繕事業 ・福島小学校外壁補修 ・福島中学校浄化槽更新	町	
	(3)集会施設、体育施 設等 体育施設	総合体育館屋内消火栓設備改修事業 ・屋内消火栓設備改修	町	
	(4)過疎地域持続的発 展特別事業 その他	高校魅力化推進事業 ・入学奨励金、通学費補助、各種大会補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高 校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内 外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進す ることにより、入学者の増加が期待できる。	町	
	(5)その他	A L T 招致事業 ・A L T 2名配置		町
		教育用コンピュータ等整備事業 ・教育用コンピュータ（タブレット含む）更新		町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って施設保有量の適正化、公共施設等の長寿
命化の推進、既存施設の有効活用などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとします。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は、地域コミュニティを形成する基本的な単位であり、地域住民が日常生活を営む上で重要な役割を担っておりますが、核家族化の進展や人々の価値観及び生活様式の多様化による地域のつながりは希薄化の傾向にあり、また、若者を中心とした函館市をはじめとする道内外の都市部への転出による高齢化が進んでいるため、こうしたことが相まって集落の機能は低下傾向にあり、地域全体として集落機能の維持向上が課題となっております。

地域住民の生活向上を図るために、集落の機能維持と振興は欠かせない要素であり、小規模な集落にあっては、町内会ごとの連携強化や長期的展望に立った再編などの検討が必要です。

また、若年層や子育て世代の人口流出を防ぎ、移住や定住を促進するための対策を推進することが必要です。

(2) その対策

- ① 集落の健全な維持のため、生活環境や情報・交通機能の整備を進めるとともに、町内会の再編などにより集落機能の充実を図ります。
- ② 都市部からの「地域おこし協力隊」の活用促進など、連携と交流を支援します。
- ③ 地域コミュニティの活動拠点となる町内会館などについては、維持保全、再配置・統廃合に区分し、修繕、改善、建替えなどを計画的に進めます。
- ④ 若年層や子育て世代のニーズに対応した安全・快適で良質な住環境の提供を図るため、定住促進住宅の計画的な整備を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	定住促進住宅整備事業 ・定住促進住宅整備 10戸	町
	(3) その他	町内会館等改修事業 ・改修、解体工事 ・通常修繕	町
		町有財産管理事業 ・解体設計、解体、外構工事	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとします。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

伝統ある貴重な文化財を守り後世に伝えていくためには、住民一人ひとりが文化財の意義を正しく理解し、伝統文化に誇りを持つとともに、これを大切にしていくことが重要であります。

伝統文化の記録保存や伝承活動を充実し、地域住民が文化財に親しみ、伝統文化への理解を深めていく機会の拡充を図るとともに、後継者育成などに努める必要があります。

○松前神楽

これまで、後継者育成事業により若手演技者の育成や記録保存も手がけておりますが、伝統文化の公開や展示を通じて、文化財保護意識の啓蒙に努める必要があります。

○福島大神宮例大祭

後継者育成事業により、演技者は増加したものの、少子高齢化による人口減により参加者の不足が課題となっております。

○白符荒馬踊

地区の伝統芸能として長く伝承されて来ておりますが、当地区も少子高齢化により人口減に歯止めが効かず、演技者不足及び後継者育成が最大の課題となっております。

また、縄文時代を中心とする土器等が大量に出土しており、これらの適切な展示・保存に努める必要があります。

(2) その対策

- ① 福島町における松前神楽などの先人が守り伝えた伝統文化の記録・保存・伝承に努めるとともに、伝承者の育成を図りながら地域に根ざした伝承文化の継承活動を進めます。
- ② 出土品の適切な展示・保存に努め、町の歴史を学ぶ機会の提供に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
10 地域文化 の振興等	(3)その他	文化財継承団体助成金 ・各団体助成金（松前神楽保存会・白符荒馬踊保存会・福島大神宮例大祭保存会）	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って施設保有量の適正化、公共施設等の長寿命化の推進、既存施設の有効活用などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとします。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマス・潮流といった再生可能エネルギーは、石油や石炭、天然ガスといった有限である化石燃料とは違い、地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーで、発電時に温室効果ガスが発生しないため地球温暖化の防止となり、地球にやさしいエネルギーです。

当町においては、吉岡温泉に木質バイオマスボイラーを導入し、町内の事業者からチップの供給を受けていますが、その他の公共施設や民間施設での活用に向け検討を進める必要があります。

(2) その対策

- ① 町民、事業者が地球温暖化対策や省エネルギー推進が身近で重要な問題であることの意識を持つ取り組みを推進します。
- ② 吉岡温泉に導入した木質バイオマスの更なる普及・活用に取り組むなど、CO2 削減による環境保全を推進します。
- ③ 持続可能な福島町の構築に向け、当町に適した再生可能エネルギーの導入や未利用エネルギーの活用について検討を進めます。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 町民との協働

少子高齢化や過疎化、産業振興など、地域が抱える課題は、その地域によって様々で、全国一律の中央集権型のまちづくりでは、地域課題の解決は難しくなっていることから、それぞれの市町村が、その地域の実情にあったまちづくりを行うために地方分権が進められ、自分たちの町のことは自分たちが決め、責任を持って運営していくという、本来の姿を取り戻しつつある状況を踏まえ、「福島町まちづくり基本条例」に基づき町民との協働のまちづくりを進めております。

町民参画の基本となる情報の共有については、町広報誌やホームページなどを活用し積極的に情報発信を行うほか、各町内会での町政懇談会、各種審議会への参画などを通じて、各年代から幅広く意見聴取に努めています。

今後もあらゆる機会を活用して、様々な意見聴取に努め、町民との協働のまちづくりを進める必要があります。

イ 空家対策

近年の少子高齢化や過疎化の進行によって、全国規模で空家問題が深刻化している状況にあります。特に、適切に管理が行われていない空家等が増加し続け、防災・衛生・景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

当町においても、空家の件数は年々増加傾向にあることから、特定空家に対する措置や、移住・定住等に空家の活用を進めるとともに、空家の適正な管理に向けた対策を進めている状況にあります。

(2) その対策

ア 町民との協働

- ① 町民がこれまで以上に積極的にまちづくりに参画できるよう、行政運営に対する参画機会の拡大に努め、町民のまちづくりへの参加意識の向上を図ります。
- ② 町広報誌やホームページにおけるわかりやすい情報発信に努めるとともに、町内会要望や町政懇談会等を通じた町民意見については、行政運営に反映するよう努めます。

イ 空家対策

- ① 「福島町空家等対策計画」に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施します。
- ② 空家の有効活用については、町内には有効に活用できる空家等も存在することから、空家バンクをはじめ、移住・定住の受け皿として、空家の利活用の促進に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体
12 その他の 地域の持続的 発展に関し必 要な事項	過疎地域持続的発展 特別事業	空家対策支援事業 ・空家解体費の助成 【必要性】地域には、人口減少に伴う空家が増加傾向にあり、景観や防犯上の問題が課題となっており、地域住民の安全・安心な生活環境が求められている。 【効果】空家の解体費の一部を助成することで、景観・防犯・防災面における環境の向上を図るとともに、周辺住民の安心・安全な生活が確保される。	町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って施設保有量の適正化、公共施設等の長寿命化の推進、既存施設の有効活用などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ることとします。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	UIJ ターン新規就業支援事業 ・移住支援金の支給 【必要性】当町への移住・定住の促進及び町内企業等における働き手を確保するため、北海道が行うマッチング支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業しようとして転入し、定着に至った者に対し支援する必要がある。 【効果】過疎化が進む当町をはじめ、連携して取り組む市町村へのUIJ ターンが促進され、移住者の増と企業においては働き手の確保が期待される。	町	
		定住促進住宅等奨励事業 ・定住促進住宅等奨励金の支給 【必要性】当町への移住・定住を促進するため、町内に定住目的で住宅を新築・購入した者に対する支援をすることにより、移住・定住人口の拡大を図るため必要である。 【効果】奨励金の交付により当町での暮らしを応援することで、移住者や若者等の定住を促進し人口の増加を図ることが期待できるとともに、町民が安心して暮らせるまちづくりに資することができる。	町	
	地域間交流	友好市町交流事業 ・児童・生徒交流 【必要性】児童が、より幅広い視野を持つことで、地域に対する愛着を深め、今後のまちづくりに将来において貢献できるよう、地域間の交流を進める必要がある。 【効果】友好親善提携を締結している市町との中学生の生徒交流。学生の生徒学習交流を中心に、北海道と異なる文化や風土の違いなどを学習することにより、相互理解と人材交流を推進することができ、人材の育成につながる。	町	
	人材育成	人材育成・人材確保対策事業 ・農林水産業担い手育成、確保 【必要性】地域の基幹産業である第1次産業においては、高齢化による担い手不足が大きな課題となっており、担い手の確保について取り組む必要がある。 【効果】産業の担い手・後継者、地域コミュニティのリーダー等を確保・養成することにより、産業活性化と地域力の底上げを図り、地域の活性化を推進することが期待できる。	町	
		人材育成支援事業 ・資格取得等に要する経費の一部助成 【必要性】将来のまちづくりを担う人材は、町内各分野で求められており、あらゆる分野での人材の育成が必要となっていることから、資格取得に係る経費の一部について支援が必要である。 【効果】各分野における町の将来を担うリーダー等の育成を図ることにより、まちの活性化を推進することができる。	町	
	基金積立	人材育成基金事業 ・基金積立 【必要性】各分野における町の将来を担うリーダー等を育成するために実施する各事業を、中長期的に推進するための安定的財源の確保が必要である。 【効果】各分野における町の将来を担うリーダー等の育成が計画的に図られることにつながり、まちの活性化を推進することができる。	町	
2 産業の振興	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	キタムラサキウニ深浅移殖事業 ・キタムラサキウニの深浅移殖 250 t 【必要性】キタムラサキウニ漁は、多くの漁業組合員が採捕していることから、水深15m以深に生息する未利用ウニを有効活用することで所得向上が見込める。 【効果】採捕不可能な水深の漁場から、海藻繁茂の多い水域に放流し生産の増大を図る事業に助成を行い漁業所得の向上が図られる。	その他 漁組	
		ナマコ稚仔放流事業 ・ナマコ稚仔の放流 30,000尾/年 【必要性】稚仔放流等による資源増大策の効果を把握する必要がある。 【効果】ナマコ資源の維持と増大により、漁家経営の安定化が図られる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(9) 過疎地域 持続的発 展特別事 業 その他	<p>地域経済消費拡大活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付商品券発行補助金 <p>【必要性】地元商工業者の経営状況は、インターネットの普及に伴う消費者行動の多様化や、後継者不足による事業継続の課題等も抱えており、年々厳しさを増している状況となっていることから、消費者の購買意欲喚起し、消費拡大及び地域経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>【効果】プレミアム付き商品券発行補助金は、疲弊する地域経済の消費を拡大するため、プレミアム付き商品券発行事業に対するプレミアム率相当額を助成することにより、町内経済の活性化と消費者の負担を軽減している。平成22年度に事業化し、これまで途切れることなく実施されており、単年度での事業としてではなく恒久的に実施することにより、消費刺激を継続的に行うことにつながっていることから、今後も恒久的に実施を継続することによる町内経済の活性化が期待される。</p>	その他	<p>【将来に及ぶ効果】</p> <p>本事業は、町内の経済循環・活性化に寄与しており、これまで継続的に実施することにより、町外での消費を地域での消費に向かわせる効果となっており、一定の顧客が確保されている。こうした顧客を増やすことが、消費行動をプレミアム商品券以外に波及することが期待でき、地域における将来の消費の拡大につながることから、継続性・恒久的に実施する必要がある。これまでの使用率は、100%に近い高率で推移しており、確実に地域経済循環が促されている。</p>
		<p>産学官連携産業活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業活性化のための研究委託 <p>【必要性】町内だけでは解決困難な課題について、大学等の持つ研究成果や技術的ノウハウを活用しながら、地域課題の解決に結びつけていく必要がある。</p> <p>【効果】大学等との連携により、児童・生徒の人財育成を図るとともに、大学等の専門的な知見を最大限に活かし、前浜資源の把握をはじめ経営安定及び産業のさらなる活性化や振興が図られる。</p>	町	
		<p>雇用奨励等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島商業高校新卒者雇用助成金 ・外国人技能実習生受入助成金 <p>【必要性】町の主要な産業である水産加工業をはじめ、町内の企業においては、就業者の確保に苦慮している現状にあり、経済的負担の軽減と経済の活性化を図るための支援が必要となっている。</p> <p>【効果】北海道福島商業高等学校新卒生者の雇用及び外国人技能実習生の受け入れを行う事業者を支援することにより、雇用機会の拡大及び雇用環境の充実並びに地域経済の活性化が図られる。</p>	町	
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(11) 過疎地 域持続的 発展特別 事業 公共交通	<p>地域公共交通確保維持改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画策定 ・デマンドバス運行補助 ・運行支援業務委託 <p>【必要性】当町における交通空白地域の解消を図るとともに、高齢者等の交通弱者の移動の手段を確保するため、路線バスと町内を巡回するデマンド型交通やタクシー等の移動資源を活用・連携し、まちづくりと一体となった地域交通体系を確立する必要がある。</p> <p>【効果】地域公共交通計画を策定するとともに、引き続き、ドア・ツー・ドアによる高齢者等にも優しく利用しやすい地域間公共交通を確保し、外出意欲の向上と、交通空白地域の解消が図られる。</p>	町	
5 生活環境 の 整備	(7) 過疎地 域持続的 発展特別 事業 環境	<p>浄化槽推進促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽推進補助金 <p>【必要性】当町は、豊かな自然に恵まれたまちであり、これらを資源として活かしたまちづくりに取り組んでおり、この豊かな自然を将来にわたって引き継いでいくために、生活排水対策は重要な施策の一つであることから、町内全域において生活排水対策を進めるとともに、全ての町民が生活排水を処理することを目標とし、浄化槽等によって公共水域の汚濁防止ならびに水洗化による生活環境の改善を図る必要がある。</p> <p>【効果】水洗トイレ改修費用の助成により、改修経費の負担軽減と公共水域の汚濁防止、生活環境の改善が図られる。</p>	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	街路灯助成事業 ・街路灯料金助成 【必要性】町内の各町内会においては、人口の減少に伴う会員数の減少及び高齢化により地域コミュニティの維持が課題となっており、会員数減による経済的負担の軽減が求められています。 【効果】街灯料金の助成により、町内会におけるコミュニティ維持と夜間における安全な通行の確保及び防犯効果が期待できる。	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	医療費助成事業 ・高校生までの医療費の無料化 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められている。 【効果】通院・入院ともに高校生まで拡大し、医療費自己負担分を全額助成することにより、子育て世代の負担軽減を図り、子どもの保健の向上と福祉増進を図るとともに、定住促進と少子化防止を推進することができる。	町	
		出産祝金交付事業 ・出産祝金の支給 【必要性】人口減少対策として、子育てしやすい環境の整備が必要であり、子育て世代の経済的負担の軽減が求められている。 【効果】出産祝金の支給により子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、移住者や若者等の定住を促進し人口の増加が図られる。	町	
	高齢者等屋根雪下し費用助成事業 ・高齢者等屋根雪下し費用助成 【必要性】高齢者が地域で安全・安心して暮らしていくためには、冬期間における除雪の課題が大きな負担となっていることから、こうした課題を解決する必要がある。 【効果】自力での雪下ろしが困難な65歳以上の高齢者だけの世帯や障害者の世帯等に対し屋根の雪下ろし費用の一部を助成することにより、冬期間における高齢者等の安全を確保し、経済的な負担を軽減するとともに、福祉の向上が図られる。	町		
	冬の生活支援事業 ・冬期間の増高経費助成 【必要性】低所得の高齢者等が地域において自立した生活を継続するため、冬期間に必要な暖房用燃料の一部を助成する必要がある。 【効果】低所得高齢者世帯等に対し冬期間の増高経費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、自立した生活の継続と福祉の向上が図られる。	町		
	安心生活創造事業 ・見守り・買い物支援 【必要性】一人暮らしの高齢者が地域において自立した生活を継続するため、日常生活における安全確認や買い物支援等による支援が必要である。 【効果】高齢者等の生活基盤支援等を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らせる支援体制を整備することにより、自立した生活が継続できる。	町		
	重度心身障がい者等タクシー料金助成事業 ・重度心身障がい者等タクシー料金助成 【必要性】地域において障害を持つ方が安心して生活できる環境の整備が求められており、自立した生活が継続できる環境の整備が求められている。 【効果】重度身体障害者などで病院への通院が困難なため、移動手段をタクシーに頼っている方に対してタクシー料金の一部を助成することで、重度身体障害者などの生活の利便性の向上を図るとともに、自立した生活が継続できる。	町		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	福島商業高等学校存続対策事業 ・入学奨励金、通学費補助、各種大会補助 【必要性】高校の存続は、過疎地域において重要な課題であることから、高校存続に向けて各種の対策事業を展開し、入学者の確保が必要である。 【効果】少子化などの影響による入学者の減少が続いていることから、町内外の生徒確保に向けた支援対策に努め、高校存続に向けた取り組みを推進することにより、入学者の増加が期待できる。	町	
12 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業	空家対策支援事業 ・空家解体費の助成 【必要性】地域には、人口減少に伴う空家が増加傾向にあり、景観や防犯上の問題が課題となっており、地域住民の安全・安心な生活環境が求められている。 【効果】空家の解体費の一部を助成することで、景観・防犯・防災面における環境の向上を図るとともに、周辺住民の安心・安全な生活が確保される。	町	